



福山市人権施策基本方針

福 山 市



目 次

人権とは	1
------	---

1 改訂にあたって

(1) 基本方針改訂の趣旨	2
(2) 基本方針の位置付け	3

2 人権を取り巻く状況

(1) 国際的な動き・国内の動き・市の取組	4
(2) 調査から見える現状	8

3 基本的な考え方

(1) 人権尊重のまちづくりの基本理念	13
(2) 市の責務、市民・事業者の役割	14

4 施策の方向性

(1) 人権意識の向上	15
(2) 人権擁護の推進	18
(3) 人権尊重のまちづくりへの参画	19

5 分野別施策の推進

(1) 女性の人権尊重	20
(2) こどもの人権尊重	23
(3) 高齢者の人権尊重	26
(4) 障がいのある人の人権尊重	28
(5) 被差別部落出身者の人権尊重	31
(6) 外国人市民の人権尊重	35
(7) 性的マイノリティの人権尊重	37
(8) インターネット上の人権侵害	41
(9) 様々な人権問題	46

6 推進体制	48
--------	----

7 基本方針の評価と見直し	50
---------------	----

参考資料

用語解説〔※がついたもの〕	51
福山市人権施策推進審議会	58
福山市民憲章	59

人権とは

一人一人は、年齢、障がいの有無、生まれや住んでいる地域、国籍や民族、学歴、職業、家族構成、知識、経験、価値観、性別や性自認、性的指向などが異なり、誰一人として同じ人はいません。

しかしながら、社会の中では、自分が望む、望まないにかかわらず、その違いによってグループ分けされることがあります。

全ての人は、生まれながらに法の下に平等ですが、様々な違いによる差別やハラスメント、いじめなどの不当な扱いを受け、自分の望むように生きていくことができないことがあります。

私たちが自分の望むように生きていくことができる権利を「人権」といいます。

人権には、生きる権利や自由の権利、幸福追求の権利などがあります。

人権が保障されるためには、自分の人権だけでなく、全ての人の人権を等しく尊重することが大切です。

そして、これまでの歴史の中で先人たちが獲得してきた人権を、私たちはたゆまぬ努力により保っていくことが求められます。

1 改訂にあたって

(1) 基本方針改訂の趣旨

基本的人権の尊重と恒久平和の実現は、私たち市民の願いであり、全ての人々の普遍的目標です。

本市ではこれまで、日本国憲法と世界人権宣言^{*}の理念に基づいて、人権・平和意識の高揚に努めてきました。

また、部落問題の解決に向けた取組をはじめ、様々な人権問題の解決に取り組むため、2006年(平成18年)に「福山市人権施策基本方針」を策定し、2012年(平成24年)には、今日的な状況等により改訂する中で諸施策を進めてきたところです。

しかしながら、児童虐待やDV、インターネットを悪用した差別的な書き込みなどの様々な課題が存在しています。また、2018年(平成30年)に実施した「福山市人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」の結果からも、差別意識・偏見等に起因する様々な人権課題がいまだに根強く存在していることが明らかになりました。

国においては、2016年(平成28年)、障がいのある人、外国人及び被差別部落出身者の差別解消を目的とする3つの法律(以下「人権三法」という。)が制定されました。

こうした状況を踏まえ、本市では「福山市人権施策有識者検討会議^{*}」を設置し、今後の本市の人権施策の方向性等についての議論を経て、2021年(令和3年)9月、「福山市人権尊重のまちづくり条例」を制定・施行しました。

このような人権を取り巻く動向や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の人権施策をより現状に即した人権課題に対する取組とするため、「福山市人権施策基本方針」の改訂を行うものです。

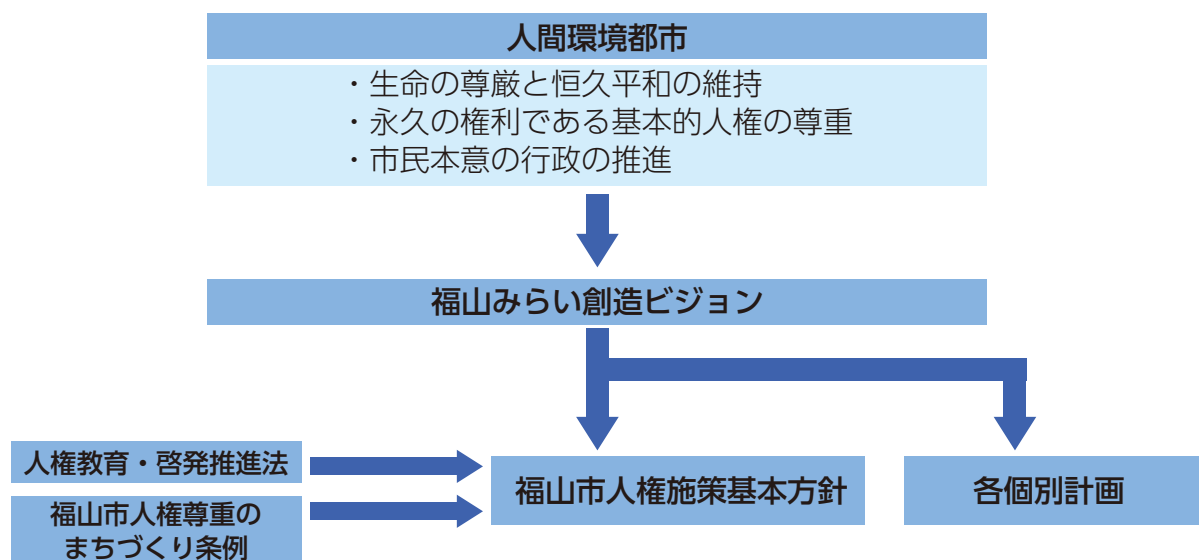


(2) 基本方針の位置付け

福山市人権施策基本方針は、

- 「福山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を総合的・計画的に推進するための基本的な方針を示すものです。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)などの法律の趣旨を踏まえたものです。
- 「福山みらい創造ビジョン」の人権に関係する個別計画として、他の個別計画との整合を図ったものです。
- 「福山市SDGs未来都市計画」を踏まえ、SDGs(持続可能な開発目標※ Sustainable Development Goals)の目標達成に向けて取組を進めていくものです。

基本方針の体系



関連する SDGs の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs について
(外務省ホームページ)

2 人権を取り巻く状況

(1) 国際的な動き・国内の動き・市の取組

① 国際的な動向

1948年(昭和23年)、国連総会において「世界人権宣言」が採択されて以降、その精神を具体化するための「国際人権規約^{*}」「人種差別撤廃条約^{*}」など多くの条約や規約が採択、発効され、世界各国においてあらゆる差別をなくすための取組が続けられてきました。

1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間は、「人権教育のための国連10年」と定め、世界各国・地域で積極的な人権教育の取組が進められてきました。その終了にあたり「人権教育のための世界プログラム^{*}」が決議され、以降これに基づき取組が進められています。

また、2015年(平成27年)には、全ての人々の人権が尊重される平和で公正な世界をめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、地球上の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

② 国内の動向

国においては、1947年(昭和22年)に施行された「日本国憲法」に掲げる基本的人権の尊重の理念に基づき、国際人権条約をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、各種の法律・制度の整備など、人権施策の充実・普及を図ってきました。

とりわけ、我が国固有の人権問題である部落差別(同和問題)については、1965年(昭和40年)「同和对策審議会答申^{*}」を受け、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」を施行し、部落差別解消に向けた諸施策を実施してきました。

1996年(平成8年)には、人権の擁護に関する施策の推進における国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」を制定し、翌1997年(平成9年)、『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」を策定しました。2000年(平成12年)には、「人権教育・啓発推進法」を施行し、国、地方自治体到人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を規定しました。

また、2016年(平成28年)には、「人権三法」を施行しました。

さらに、2019年(令和元年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(いわゆる「パワハラ防止法」)、2021年(令和3年)には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の改正、2023年(令和5年)の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」や2024年(令和6年)の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を施行するなど、法整備が進んでいます。

(主な人権関連法)

分 野	名 称
人権全般	社会福祉法
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)
	自殺対策基本法
女性	売春防止法
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)
	男女共同参画社会基本法
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
こども	児童福祉法
	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法)
	児童虐待の防止等に関する法律
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)
	子ども・若者育成支援推進法
	子ども・子育て支援法
	子どもの貧困対策の推進に関する法律
	いじめ防止対策推進法
	こども基本法
高齢者	老人福祉法
	介護保険法
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

2 人権を取り巻く状況

分 野	名 称
障がいのある人	身体障害者福祉法
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)
	知的障害者福祉法
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)
	障害者基本法
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)
	発達障害者支援法
被差別部落出身者	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)
外国人市民 [※]	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理 解の増進に関する法律
感染症・ 疾病患者等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
	新型インフルエンザ等対策特別措置法
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
ホームレス等	生活保護法
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
	生活困窮者自立支援法
災害被害者	被災者生活再建支援法
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生 活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関す る法律(子ども被災者支援法)
アイヌ民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に 関する法律(アイヌ施策推進法)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

③ 本市の取組

●1972年(昭和47年)

国の「同和対策審議会答申」及び「福山市同和対策審議会答申」を踏まえた「福山市同和対策長期総合計画」を策定しました。以降、部落差別(同和問題)の解決を市の重要課題と位置づけ、地区改良事業等の諸施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

●2000年(平成12年)

「福山市同和対策審議会答申」に基づき「福山市同和行政基本方針」「福山市人権啓発推進方針実施計画」を策定しました。

●2003年(平成15年)

これまでの本市の人権・同和行政の成果と課題を踏まえ、新たな人権施策の基本的方向を定めるため、「福山市人権・同和問題についての市民意識調査」「福山市同和地区実態調査」を実施しました。

●2006年(平成18年)

「市民意識調査」「同和地区実態調査」の結果を踏まえ、「福山市人権施策基本方針」を策定し、様々な人権問題の解決に向けた諸施策を、総合的・計画的に推進することとしました。

●2010年(平成22年)

「福山市人権施策基本方針」の成果と課題を明らかにし、今後の新たな取組を検討する基礎資料とするため、「市民意識調査」を実施しました。

●2012年(平成24年)

「市民意識調査」の結果を踏まえ、「福山市人権施策基本方針(改訂版)」を策定し、「すべての人にやさしいまちづくり」「市民の主体的参画による協働のまちづくり」を基本理念の柱として人権問題の解決に向けた諸施策を推進することとしました。

●2018年(平成30年)

「福山市人権施策基本方針(改訂版)」の成果と課題を明らかにし、今後の新たな取組を検討する基礎資料とするため、「市民意識調査」を実施しました。

●2020年(令和2年)

「福山市人権施策有識者検討会議」を設置し、条例制定の必要性や今後の人権施策にかかる提言書を受理しました。

●2021年(令和3年)

「福山市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現をめざして取り組むこととしました。

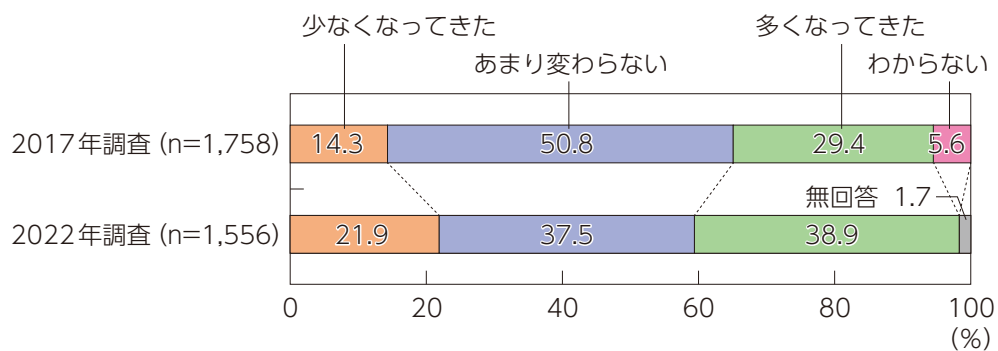
(2) 調査から見える現状

我が国は、グローバル化や少子高齢化に伴う社会構造の変化、インターネット・スマートフォンの普及等に伴い、働き方や暮らし方、また人々の価値観の多様化が進んでいます。そして、それを背景とした新たな人権問題も生じています。

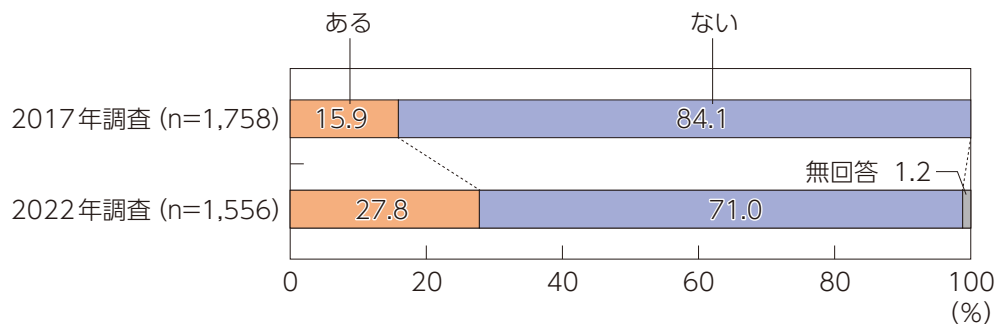
2022年（令和4年）に国が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、「近年、人権が侵害されるようなことがどのように変わってきたと思うか」について、「少なくなってきた」の回答割合が21.9%、「多くなってきた」の回答割合が38.9%と、どちらも前回調査よりも増加しており、とりわけ「多くなってきた」は10ポイント近く増加しています。また、「今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか」に対しては、「ある」の回答割合が27.8%と、前回調査（15.9%）よりも増加しています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」から

問：新聞などで「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、ここ5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思いますか。



問：あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



2018年(平成30年)に実施した本市の市民意識調査では、市民意識の現状として、主に次のような状況が見受けられました。

① 「人権尊重のまちづくりが進んでいると感じている」割合が、2010年(平成22年)の前回調査と比較して上昇していないこと

問：住んでいる地域ですべての人が大切にされるまちづくりが進んでいると思いますか。

		2010年	2018年	
肯定的	そう思う	6.1%	4.6%	-1.6%
	どちらかといえばそう思う	32.0%	31.9%	
	計	38.1%	36.5%	
否定的	そう思わない	16.0%	17.7%	+1.2%
	どちらかといえばそう思わない	21.2%	20.7%	
	計	37.2%	38.4%	

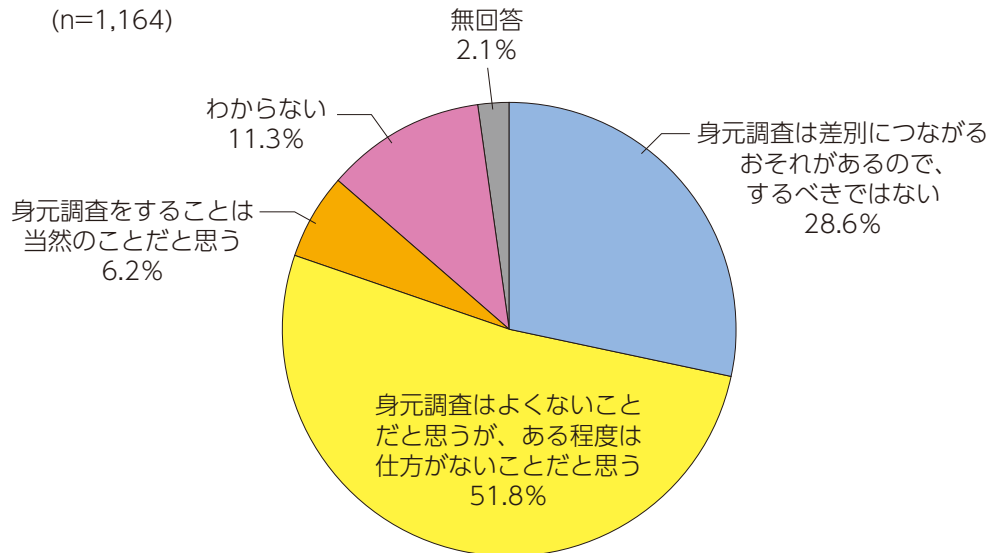
⇒ 問いに対する肯定的な回答は微減し、否定的な回答は微増しており、全体として「人権尊重のまちづくりが進んでいると感じている」割合は上昇していません。



2 人権を取り巻く状況

② 身元調査に対する肯定的な意見が根強く残っていること

問：結婚や就職時の身元調査について、あなたはどのようにお考えでしょうか。



⇒ 身元調査に対する肯定的な意見（「身元調査はよくないことだと思うが、ある程度は仕方がないことだと思う」、「身元調査をすることは当然のことだと思う」）が58.0%と高くなっています。

身元調査は、個人や家族の生まれ、仕事、家族構成などを、本人の知らないところで調べることです。本人の能力や人格と関係ない情報を基に、不当な差別や人権侵害につながるおそれのある行為です。

身元調査は、差別につながるおそれがあるということを一人一人が認識し、きっぱりと断るとともに、「身元調査を『しない』『させない』『許さない』」という取組が必要です。

⇒ ①及び②から、市民の人権意識の高まりは十分でなく、一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりに向けて、より効果的な人権啓発・擁護に係る施策を実施していく必要があります。

③ 年代によって認識の差が大きいこと

問：それぞれの項目についてどのような人権問題が起きていると思いますか。

分野	項目	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
女性	性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)	38.8	50.0	40.3	41.4	39.2	25.6	12.3
こども	虐待を受けること	82.5	74.7	66.9	68.5	54.9	42.6	35.8
高齢者	病院や福祉施設等で虐待等を受けること	41.3	45.3	40.9	47.5	35.0	24.2	17.9
障がいのある人	じろじろ見られたり、避けられたりすること	55.0	58.0	50.3	45.7	42.6	26.0	17.9
被差別部落出身者	差別言動をされること	26.2	17.8	16.2	11.6	7.8	6.8	3.3
外国人	風習や習慣等の違いが受け入れられないこと	38.8	42.0	36.5	39.5	35.4	22.9	17.0
性的マイノリティ	差別的な言動をされること	70.0	62.7	56.9	52.5	42.2	32.7	24.5
インターネット	他人を誹謗・中傷する情報が掲載されること	83.8	82.0	75.7	73.5	57.4	38.6	21.7

⇒ インターネットでの誹謗・中傷や、児童虐待、性的マイノリティへの差別的な言動などについて、人権問題としての認識の差が、年代によって大きいことが見受けられます。

※ここでの項目は、各分野において年代別で最も数値の差が大きかったものを挙げています。

④ 「男女の固定的な性別役割分担意識^{*}」等、性別により意識の差異があること

問：女性に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか。

○「男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取り扱いを受けること」と回答した人の割合

男性	女性
33.7%	42.4%

⇒ 男性と女性で約9ポイントの差があり、性別によって意識の差異が見受けられます。

⇒ ③及び④から、人権啓発等の取組では、啓発内容に応じてメインターゲットとなる年代や性別を検討するとともに、効果的な手法等を工夫し、実施していく必要があります。

2 人権を取り巻く状況

これらの調査から、様々な差別解消に向けた法律が整備され、継続的に教育や啓発の取組を行ってきた今日においても、依然として人権侵害が発生し、市民の人権意識の高まりは十分とはいえない状況にあると言えます。

年代別、課題別に適した手法等を用いた人権教育・啓発等、差別の解消に向けた取組を一層推進していく必要があります。

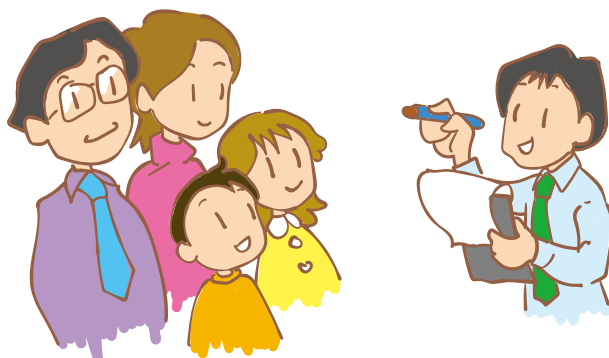
また、人権侵害は、その行為を行う個人だけの問題ではなく、社会的な構造の上に成り立っています。相談の事例等を分析し、その成果を施策として反映していくとともに、人権侵害を受けた人が、起きる前の状態に回復できるよう、救済・支援を充実させていくことが必要となります。

今後、社会がますます多様化する中、市民一人一人が異なる背景や価値観を持つことを理解し、誰もがかけがえのない個人として尊重し合うことが大切です。そのためには、一人一人が人権意識を高めていき、多様な人々が共生できる社会の実現に向けた取組が必要です。

○調査概要(国、市)

調査機関	内閣府	福山市
調査名	人権擁護に関する世論調査	人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査
調査年度	2022 年度（令和 4 年度）	2018 年度（平成 30 年度）
対象	全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人	住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上の市民 3,000 人
有効回収数	1,556 件（有効回収率 51.9%）	1,164 件（有効回収率 39.0%）

※本市「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」の有効回収率については、宛先不明等による調査票の返送数を除いた配布数(2,983票)から算出したものです。

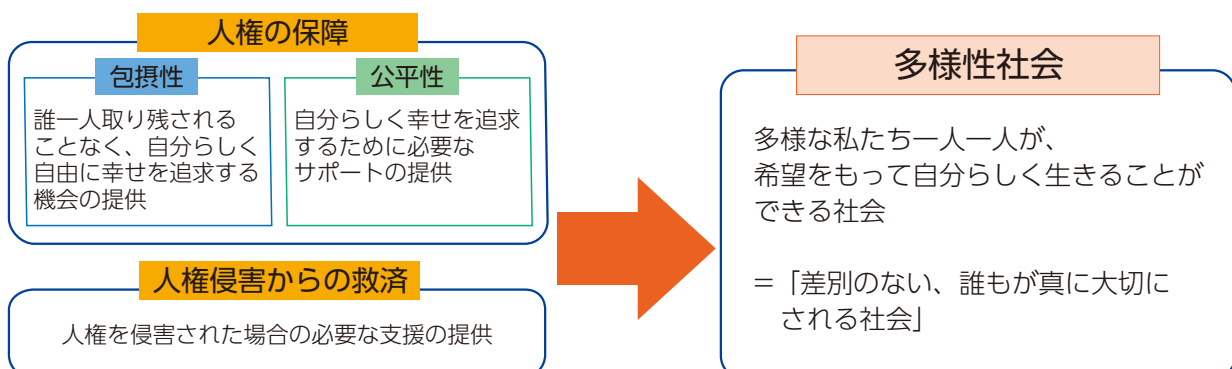


3 基本的な考え方

(1) 人権尊重のまちづくりの基本理念

差別のない、誰もが真に大切にされる社会をめざして

- 私たちの社会は、年齢、障がいの有無、生まれや住んでいる地域、国籍や民族、学歴、職業、家族構成、知識、経験、価値観、性別や性自認、性的指向などが異なる個人が集まってできています。そして個人は、その違いによってグループ分けされることがあり、社会の中では、一人一人またはグループの違いによって、不当な差別や人権侵害が起きている実態があります。
- 本市は、「福山市人権尊重のまちづくり条例」の「全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならない」との考えの下、人権意識の高揚や人権擁護の施策に取り組めます。
- 私たちの生き方や価値観は、時代とともに変化し、これまで人権問題と捉えられていなかったことが、人権問題として認識されるようになることもあります。私たち一人一人が、時代や社会の動きを捉え、自分の人権だけでなく、他者の人権も尊重し、差別をなくしていくことが必要です。
- 人権が尊重されることで、私たちは自由に幸せを追求する機会が保障されます。一人一人の幸せのイメージは異なり多様です。「多様性」が尊重されることは大切ですが、その前提として、人権が尊重されていることが不可欠です。
- 全ての人の人権が保障されるためには、「包摂性」と「公平性」の視点が必要です。誰一人取り残されることなく、自分らしく自由に幸せを追求する機会と、そのために必要なサポートの提供が行われることで、私たちの人権は保障されます。そして、人権を侵害された場合は、必要な支援を行うことで、「差別のない、誰もが真に大切にされる社会」をめざします。
- 「差別のない、誰もが真に大切にされる社会」とは、多様な私たち一人一人が、希望をもって自分らしく生きることができる「多様性社会」です。



(2) 市の責務、市民・事業者の役割

① 市の責務

市は、人権を基底とした行政運営を進めていくために、次に掲げる3つの基本姿勢を踏まえ、市民と一体となった人権施策の総合的かつ計画的な推進に取り組みます。

【市の基本姿勢】

○全ての人を大切にする施策の推進

人権尊重の理念を柱とし、全ての人を大切にする視点から施策を推進します。

○市民が主体的に参画できる施策の推進

市民が日常生活の身近な問題を人権の視点で考え、学び、行動することができるよう、地域、学校、職場などの様々な場での主体的な活動を支援します。

○総合的な施策の推進

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身者、外国人、性的マイノリティなど、様々な分野にわたる人権の課題に対し、関係部署と連携して、当事者の人権を守るという視点から施策を総合的に推進します。

② 市民の役割

まちづくりの主体はそこに暮らす市民であり、誰もが大切にされる社会を実現するには、市民相互の理解と協力が不可欠です。

市民は、互いに人権を尊重し合い、主体的な学習活動やまちづくり活動を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

③ 事業者の役割

事業者は、社会を構成する一員であり、従業員、取引先、消費者、地域住民、外国人市民等、多くの人々と関わって活動し、人々の生活に大きな影響を与えています。

事業者においては、採用、調達、製造、販売等のプロセス全般においてそれぞれの事業活動に関わる全ての人の人権が尊重されるよう、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

4 施策の方向性

(1) 人権意識の向上

日本国憲法には、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり(11条)」、「すべて国民は、個人として尊重され(13条)」、「すべて国民は、法の下に平等である(14条)」と規定されており、あらゆる人の人権が等しく尊重されなければなりません。

全ての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校教育、市民啓発、企業啓発等、様々な機会で、当事者から差別の実態を学ぶなど人権についての正しい知識を深め、市民の人権意識の向上を図ります。

① 発達段階に応じた人権教育

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。就学前においては、他者と関わり合いながら、相手を尊重する意識や思いやりの心を持てるよう、様々な行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に応じた人権教育(保育)を進めていきます。
- 学齢期における人権教育は、人格形成において極めて重要です。そのため、こどもたちが、学校等の集団生活の中で、互いの違いを認め尊重し合う精神を育み、豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、こどもの発達段階や特性等に応じた人権教育を推進します。
- 学校においては、各教科や総合的な学習の時間、地域の社会教育との連携を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組みます。人権の大切さを知的な追求に終わらせず、児童・生徒が自他を大切にすることについて、日常生活と関連付けて考えられ、実践的な行動につながるよう進めていきます。
- いじめの問題については、道德教育で取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、背景やいじめ側の心理状態の把握など適切な対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。
- こどもたちは、学校だけでなく多くの時間を家庭や地域社会で過ごしています。こどもたちの豊かな人権感覚を育んでいくためには、学校における人権についての学びに加えて、生活の基盤である家庭での教育や地域での社会教育が大切です。そのため、こどもを守り、こどもに正しい知識を伝える役割を担う保護者等への意識啓発も進めていきます。

② 市民への人権教育・啓発

- 人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じる様々な人権課題について、市民一人一人が自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。
- そのため、市民が生活の身近な場で人権について学び続け、確かな人権意識が確立されるよう、講演会や各種イベント、参加体験型学習などの学び場の提供や、SNS等を活用した情報発信など、効果的な啓発となるよう創意工夫をしていきます。
- 地域で人権問題を考える「住民学習会^{*}」は、様々な人権問題を身近なものとしてより深く学び、人権意識が生活に根付く機会となっています。若い世代をはじめ、幅広い住民の参加を促すとともに、学校、地域、企業等と連携し、参加者にとって魅力ある内容となるよう、支援していきます。

③ 市職員への人権研修

- 人権行政を推進する役割と責務を担う市職員は、様々な人権問題の知識を備えるとともに、人権に関する高い見識と市民の人権を擁護する姿勢が強く求められます。また、地域住民の一人として地域での人権啓発を推進していく役割もあります。
- 職員が人権感覚を磨き、人権啓発推進の役割を果たしていくために、人権問題の実態を学ぶとともに、正しい知識の習得や人権について伝えるスキルの向上につながるように、職場研修及び職場外研修を実施します。
- 職員が地域での啓発活動のリーダーとして役割を果たしていけるよう、各学区の「在行政職員の会^{*}」の研修内容の充実や、職員の参加促進を図ります。
- 職員は、様々な施策の実施主体でもあります。研修等によって醸成された人権意識が、人権に配慮した施策等として反映されるよう取り組むことが求められます。

④ 教職員への人権研修

- こどもに関わる教職員の言動は、日々の授業を通じてこどもたちの成長や人格に大きな影響を与え、豊かな人間性を育むために重要です。そのため、教職員には、こどもたちの確かな人権意識を高める人権教育を担う啓発主体としての姿勢が求められます。
- 教職員は、人権教育を推進・充実させていくためにも、自身が人権尊重の理念や人権問題の実態を理解するとともに、正しい知識を習得し、実際の指導に生かしていく必要があります。そのため、人権の意義や重要性及び人権課題の理解等に関する教職員研修の充実に努めます。
- 研修での学びが実践につながるよう、参加体験型等、教職員が意欲的・主体的に取り組める手法の工夫を始め、初任者や管理職等の役割に応じた研修内容の検討など、より効果的な研修となるよう努めます。

⑤ 事業者への人権啓発

- 事業者は常に社会と共にあり、社会との関わりの中で活動していることから、差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現のためには、事業者の協力が不可欠です。
- 事業者が利害関係者（消費者、従業員、株主、取引先、地域社会など）に対する社会的責任を果たせるよう、経営者や人事担当者等を対象に、人権尊重の意識を高めるための研修や支援を行います。
- 中でも、保健・医療・福祉・介護関係者（福祉施設や事業所等）のように、人権と関わりの深い特定職業従事者等は、市民の生命や健康、生活に直接関わる業務に従事しています。また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にもあります。このため、保健・医療・福祉・介護関係者の人権意識の高揚を目的として、様々な研修会や講演会への参加を求め、人権に関する情報提供や啓発に取り組みます。
- 全ての事業所において、公正な採用選考が行われるよう、「福山人権啓発企業連絡会^{*}」などの関係機関と連携し、就職差別撤廃の取組を進めます。従業員に対する不当な取り扱いやハラスメント等、様々な人権問題に関する研修を行い、経営者及び従業員の人権意識の高揚を図ります。

⑥ 人権啓発に向けた情報の収集・提供

- 様々な人権問題について、課題に対応するリーフレット、パネル等の啓発教材を作成し、知識のみならず感性を高める各種の視聴覚教材を選定・所蔵し、学習会・研修会での活用を図ります。
- 広報「ふくやま」、福山市ホームページ、交流館だより等への啓発記事の掲載を通じて、広く市民が人権に対する理解と認識を深める機会を提供します。
- 関係機関との連携等により差別実態等に係る情報を収集し、より効果的な人権啓発となるよう、適宜見直します。



(2) 人権擁護の推進

市民一人一人が、安全で安心して暮らせるためには、人権意識の向上とともに、人権侵害に対して実効性のある救済を図ることが重要です。

そのため、人権侵害を受けた人や、受けるおそれのある人が一人で悩みを抱え込まず、気兼ねなく相談でき、必要な支援が得られるよう、相談・支援等の充実を図ります。

① 相談体制の充実

- 市民意識調査によると、人権尊重のまちづくりのためには「誰もが気軽に相談できるよう相談窓口を充実する」の回答が47.8%に及んでおり、市の相談窓口が、市民にとって、人権尊重のまちづくりに向け最も期待する場となっています。
- そのため、女性、こども、高齢者など、人権侵害を受けた人が、それぞれの分野ごとに安心して気兼ねなく相談できる体制を整備します。あわせて、各種相談窓口をはじめ、救済機関、公的支援制度、NPO*等が行っている支援等の様々な情報を効果的に周知します。
- 庁内の各相談窓口、人権擁護委員協議会、国・県の関係機関、支援に関わる団体・機関等と、情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な支援を行うために、連携の強化を図ります。
- 相談後、適切に支援につなぐことができるよう、人権相談に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。

② 人権侵害に対する救済・支援

- 人権侵害を受けた人の人権を回復するため、必要となる支援を行います。必要に応じて人権侵害調査等委員会の意見を聞く中で、被害者支援や啓発等を適切に行っていきます。
- 地域の住民や団体との連携を図り、いじめや虐待など、人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた取組に努めます。学校内のいじめについては、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応し、被害を受けたこどもに対してのケアに取り組みます。
- 法務局や、人権擁護委員協議会等の関係機関、民間団体等との連携をより強化し、必要な支援につなげていきます。
- これまでのこども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応困難な複合的な課題やニーズに対応するために、重層的支援体制*を整備し、課題を抱える人やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の取組を推進します。

③ 人権課題の調査・研究の推進

- 人権侵害の事象や相談事例などの収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把握や起きた背景、課題の発見を通じ、未然防止や解決に向けて取り組みます。
- 人権課題の解決をめざすNPOや民間団体等と協働し、人権課題の把握や課題解決に向けた取組を検討していきます。

(3) 人権尊重のまちづくりへの参画

① 地域でのつながりと支え合い

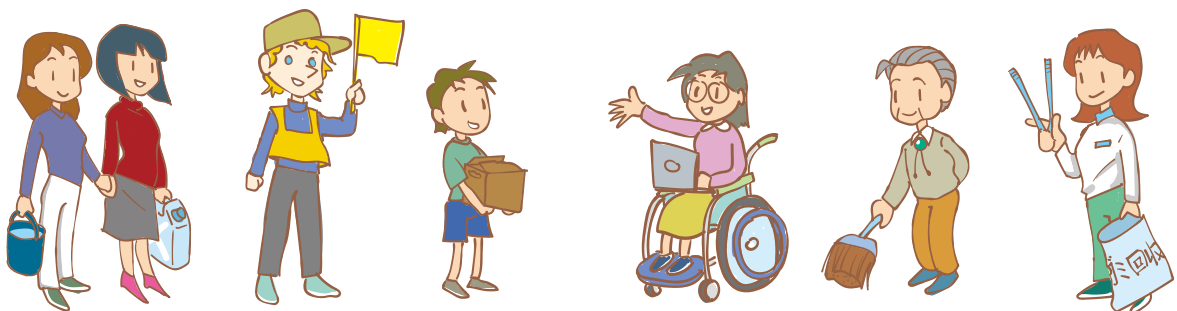
- 市民が地域でつながり、支え合うことで、よりよいまちを創造していけるよう、市民が交流し互いの人権を認め合うとともに、必要な情報提供やつながり支え合う場づくりの支援に取り組めます。
- 差別や偏見の対象となりやすいマイノリティ[※]の孤独感や不安感が軽減され、自分らしくいられる居場所づくりや交流の場づくりなど、差別のない地域づくりと、必要な支援が受けられるための取組を進めます。

② 施設や情報のユニバーサルデザイン[※]の推進

- 高齢者や障がいのある人など、誰もが安全で快適な生活を送ることができる地域社会を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた都市づくりを推進します。
- 公共施設等においては、バリアフリー[※]やユニバーサルデザインを意識した設計や運用に取り組み、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。
- 外国人市民や障がいのある人、高齢者を含む誰もが円滑に情報の入手、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、多言語や障がいの特性に配慮した情報提供、意思疎通の支援などに取り組めます。

③ 市民・事業者等との連携の推進

- 市民との協働や、企業等との連携による人権施策の推進活動は、様々な人権課題の解決に向けて大変重要です。人権文化[※]が根付き、誰一人取り残さない持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、市民活動を行うまちづくり推進委員会[※]、ボランティア団体、NPO、企業等と行政が連携し、補完し合いながら、活動を全市で展開します。
- 分野別に関係団体・関係機関と連携し、その活動目的と特色を生かしながら、人権教育、人権意識の普及、相談、支援を効果的に推進します。



5 分野別施策の推進

(1) 女性の人権尊重

■現状と課題■

将来にわたって活力ある豊かな社会を築いていくためには、性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、2002年(平成14年)に施行した「福山市男女共同参画推進条例」に基づき「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

しかしながら、2020年(令和2年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、女性の就業者が多いサービス業や非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化したほか、配偶者等からの暴力やひとり親等の女性の貧困など、女性に係る人権問題が顕在化しました。また、女性の職業生活が広がる中であっても、セクシュアル・ハラスメント等の嫌がらせやいじめなど、女性が能力を発揮しにくい状況が根強くあります。

世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数^{*}2024によると、日本は世界146か国中118位で、特に「政治」と「経済」の分野で格差が大きくなっています。国会議員や企業の管理職に占める女性の割合が低いことや、賃金の男女格差が大きい点などがその要因となっています。

本市が2021年(令和3年)に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の回答が16.8%、「こどもが3歳になるまでは母親が子育てに専念すべき」の回答が39.8%となっていることなど、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残っていることがうかがえます。この固定的な性別役割分担意識は、男女の多様な生き方を制約し、女性の自立や能力発揮を妨げる原因になっており、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題です。

また、女性の社会進出等、女性を取り巻く環境の変化に伴い、女性が直面する問題は複雑化しています。2024年(令和6年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、経済的な困難や配偶者等からの暴力等、様々な問題を抱える女性に対する包括的な支援体制の構築に向けた取組が進められています。

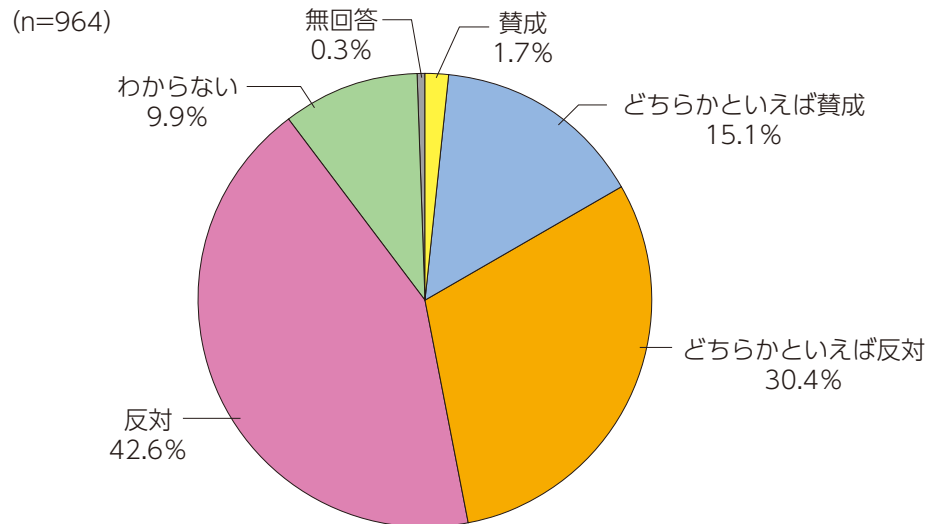
時代とともに家族の姿は変化し、生き方は多様化しており、こうした変化や多様化に対し、男女の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等もあわせて見直されることが求められています。

■推進の方向■

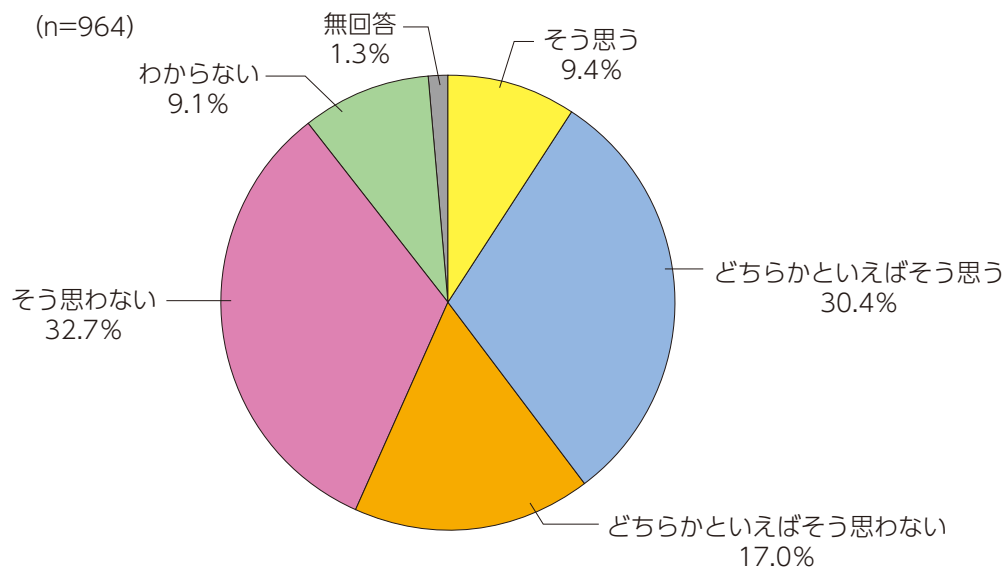
全ての女性の人権が尊重されるとともに、男女が互いを認め合い、性別により生き方や働き方を制限されることなく、多様な生き方を主体的に選択できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、「福山市男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進していきます。

2021年(令和3年)福山市男女共同参画に関する市民意識調査から

問：あなたは、結婚や家庭に関する考え方(夫は働き妻は家庭を守る)について、どのように思いますか。



問：あなたは、子どもの育て方に関する考え方(3歳までは、母親が子育てに専念すべきである)について、どのように思いますか。

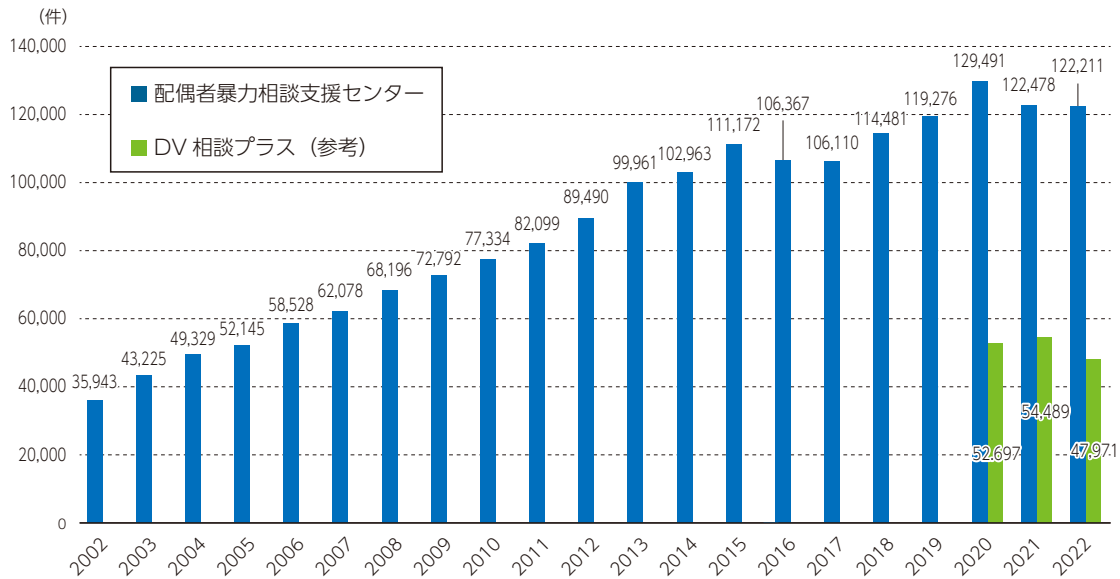


⇒ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に肯定的な回答が16.8%、「こどもが3歳になるまでは母親が子育てに専念すべき」に肯定的な回答が39.8%となっていることなど、固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っています。

一人一人が自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、自らの意思による生き方の選択につながるよう、継続的に意識啓発等を行っていく必要があります。

5 分野別施策の推進

内閣府「配偶者暴力相談支援センター※への相談件数の推移(年次)」から



※配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計したものです。(2023年(令和5年)11月時点)

※DV相談プラス※の相談件数は、2020年(令和2年)4月に内閣府が開設した相談窓口寄せられた相談件数を集計したものです。

⇒ 相談件数は、2020年度(令和2年度)に182,188件(DV相談プラスを含む。)と過去最高となり、高水準で推移しています。

配偶者等からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題であり、犯罪に該当することもあり、どのような場合においても許されるものではありません。身体的な暴力だけでなく、心を傷つける様々な嫌がらせ等も暴力です。

暴力は絶対に許されるものではないという社会意識の醸成を図る必要があります。



(2) こどもの人権尊重

■現状と課題■

未来への懸け橋となる存在であるこどもは、守られる対象であるだけでなく、一人の人間として最大限に尊重されなければなりません。こどもは、「将来のおとな」であり、こどもの人権を守るとは、人権が尊重される社会の基盤となるものです。

1989年(平成元年)、国連において「児童の権利に関する条約^{*}」(いわゆる「子どもの権利条約」)が採択されました。その中でこどもに関するあらゆる差別の廃止、こどもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、こどもの意見表明権などについての理念が掲げられ、日本も1994年(平成6年)に批准しました。

その後、急速な少子化の進行、労働力人口の減少や社会保障費の負担増加、家族構成の多様化、核家族や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような中であって、こどもの虐待や貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー^{*}、ひきこもり等が社会問題となり、それぞれの問題は互いに関係していることもあります。

本市が2023年(令和5年)に実施した子どもの生活に関する実態調査では、貧困の課題を抱える世帯やひとり親世帯で、授業が分からないというこどもの割合が高く、さらに早い時期から分からなくなっている状況がうかがえました。また、貧困の課題を抱える世帯のこどもは、大学以上への進学希望が低くなっています。こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の解消と世代間連鎖を断ち切るための必要な環境整備と教育の機会均等を図っていく必要があります。

また、本市の児童虐待に関する相談対応件数は、2019年度(令和元年度)の565件から、2023年度(令和5年度)に1,264件と、急激に増加しています。また、小・中学校におけるいじめは後を絶たない状況です。地域での見守りや関係機関との連携を図りながら、早期発見や早期対応を行っていくことが重要です。

本市では、2017年(平成29年)に、こども・子育て家庭に対する支援を総合的に展開する「福山ネウボラ^{*}」を創設するとともに、ネウボラ相談窓口「あのね」を開設し、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援に取り組んでいます。

全てのこどもの人権が尊重されるためには、保護者だけではなく、周囲のおとなにも責任があります。個別の家族の問題として捉えるのではなく、学校や地域など社会全体でこどもを見守り、こどもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた取組が求められています。

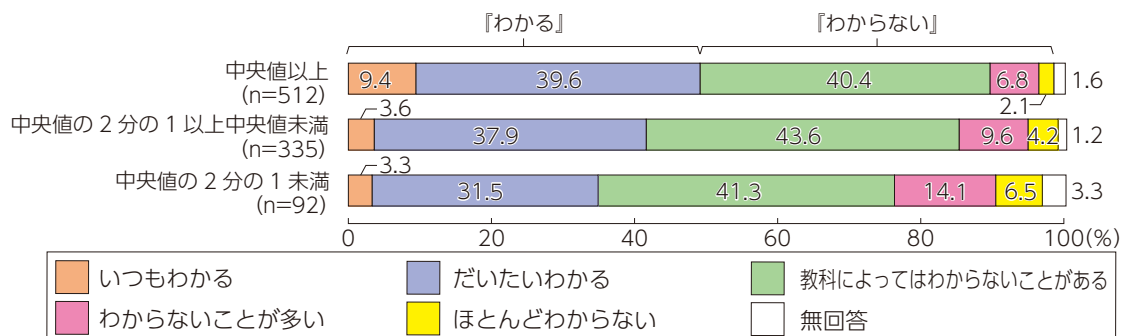
■推進の方向■

全てのこどもの人権が尊重され、障がいの有無・国籍・世帯の状況などにかかわらず、健やかに成長できる社会の実現に向けて、「福山市こども計画」に基づき施策を推進していきます。

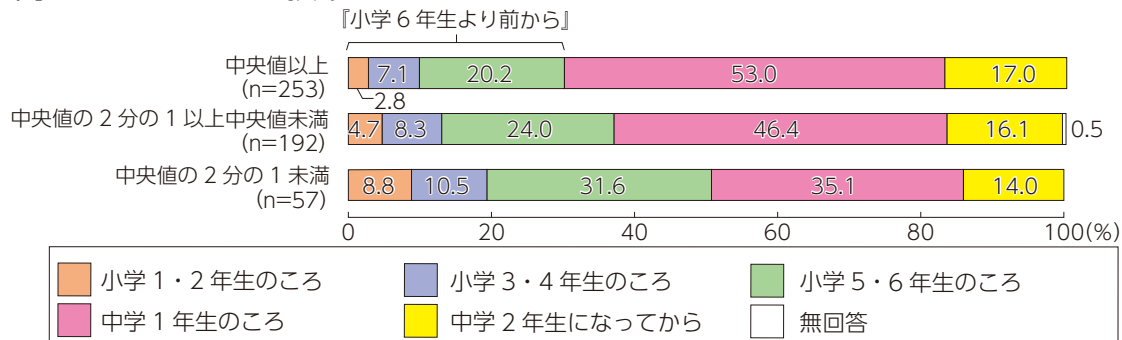
2023年(令和5年)福山市子どもの生活に関する実態調査から

【等価世帯収入の水準別・世帯の状況別_中学2年生】

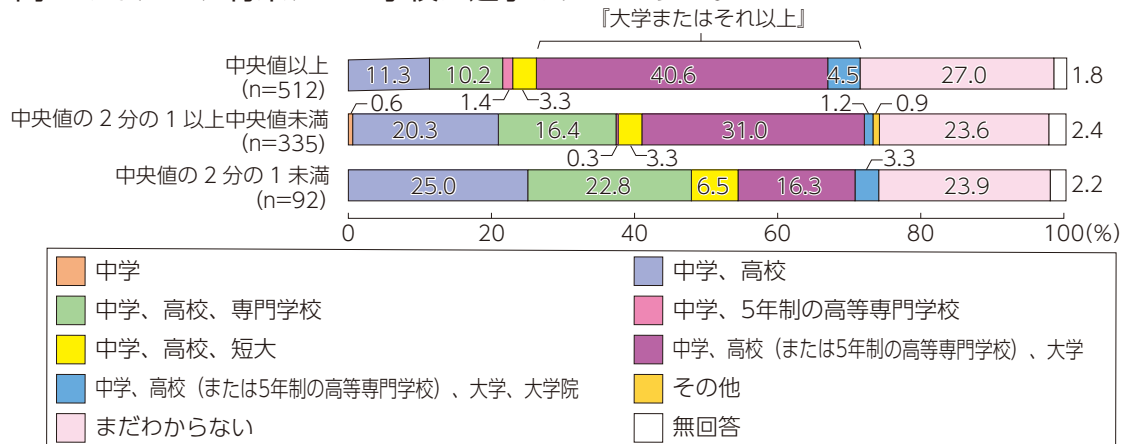
問：あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。



問：いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。



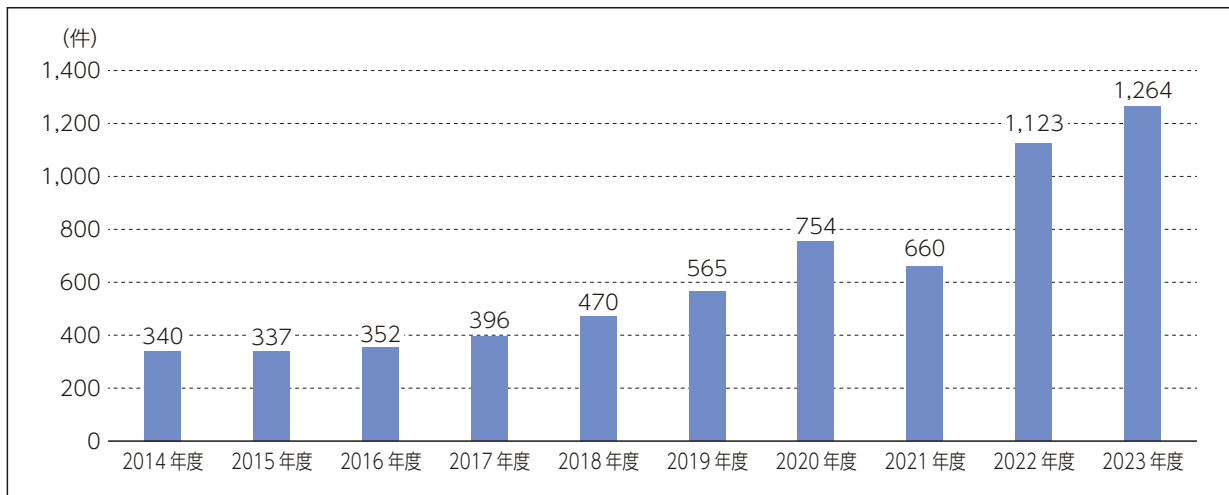
問：あなたは、将来、どの学校に進学したいですか。



⇒ 貧困は、こどもの心身の健康や進学機会、学習意欲など様々な面に影響を及ぼし、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。貧困の課題を抱える世帯ほど、大学以上への進学希望が低くなっています。また、授業が分からないこどもの割合が高く、さらに早い時期から分からなくなっている状況が見られます。

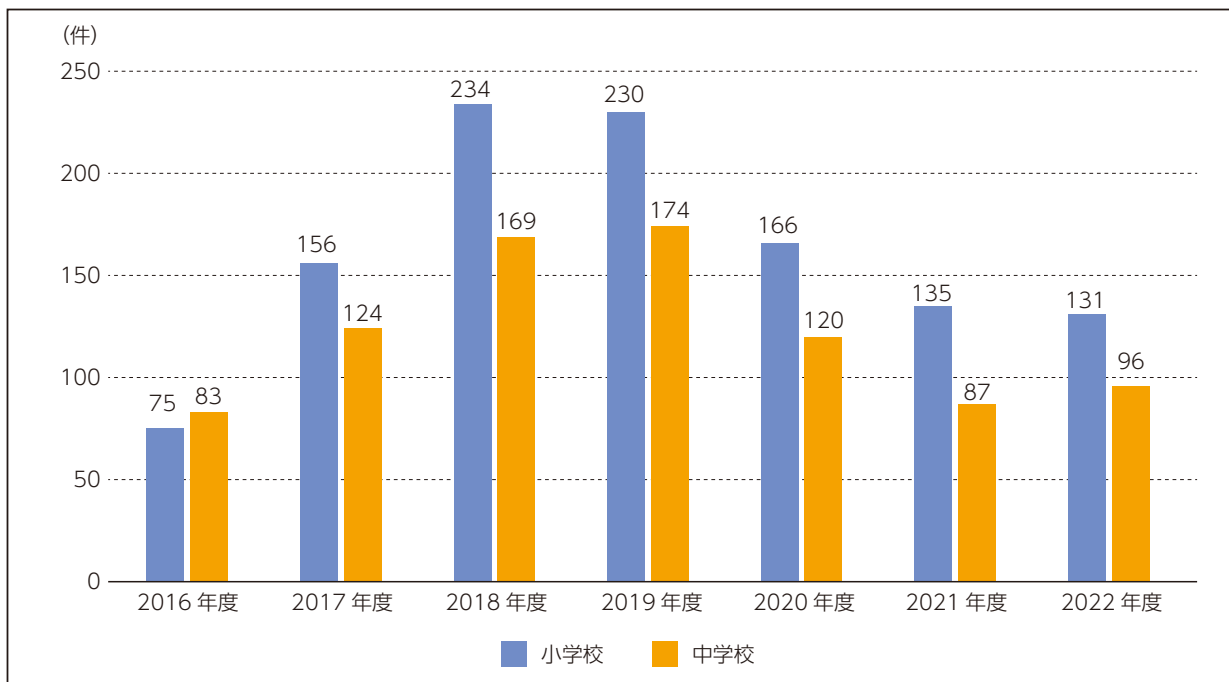
こどもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消するとともに、貧困が世代間で連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が求められます。

本市における児童虐待に関する相談対応件数



⇒ 児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にあります。児童虐待は、こどもの心身の成長、発達に有害な影響を及ぼす行為です。たとえしつけのつもりであっても、その行為がこどもに有害な影響を及ぼすものであれば、こどもの人権侵害となります。こどもの視点に立って考えることが重要です。

本市小・中学校等におけるいじめの認知件数



⇒ 学校におけるいじめが後を絶ちません。いじめの認知件数がやや減少傾向にありますが、そこには放置され潜在化しているいじめがあることに留意する必要があります。いじめの根絶に向け、早期発見や未然予防、迅速な事案対応ができるよう、学校全体での意識改革や体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 高齢者の人権尊重

■現状と課題■

我が国は、世界でも類を見ない超高齢社会に突入しています。総人口における、65歳以上が占める割合は、2023年(令和5年)10月1日現在で29.1%となっており、2012年(平成24年)の24.1%から大幅に増加しています。それとともに、医療と介護双方のニーズのある要介護高齢者や認知症高齢者が増加しています。

国は、高齢者の人口が、2025年(令和7年)に3,653万人に達し、総人口に占める割合が30%を超えると推計しており、要介護高齢者や認知症高齢者が増加することが見込まれています。

本市においても、高齢化が進行し、2023年(令和5年)9月末現在における高齢化率は、29.3%に達し、中でも75歳以上の高齢者の割合は、55.3%となっています。

そうした中で本市では、「福山市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続することができるよう、各種施策を推進してきました。

高齢者の人権に関わっては、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待、特殊詐欺の被害、一人暮らしの高齢者の孤立などが問題となっています。

国の調査によると、要介護施設や家庭における、高齢者の虐待相談件数は、2022年度(令和4年度)には、4万件を超え、年々増加しています。高齢者虐待の背景には、認知症などの疾病や障がい、経済問題、長年にわたる家族関係などの様々な問題があることが多く、その解決には困難を伴うことがあります。

また、2040年(令和22年)には認知症の人が約584万人、軽度認知障害の人が約613万人になると推計されています。本市においては「認知症サポーター」を養成し、認知症の方やその家族の見守り支援などを行っています。

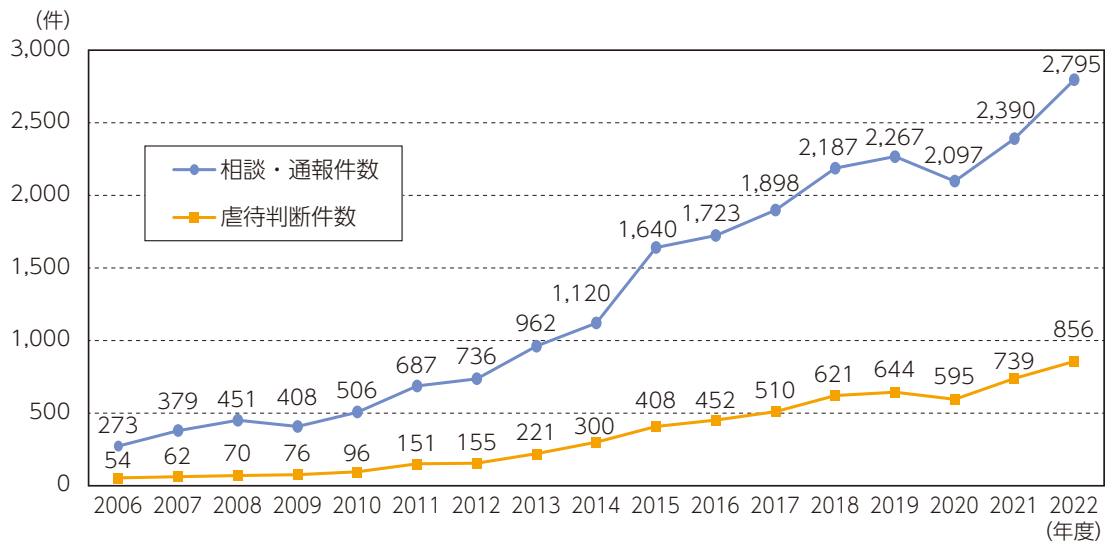
「人生100年時代」を見据え、全ての高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って安心して暮らせる豊かな高齢社会の実現が求められています。そのためには、相談体制の充実や関係機関との連携などにより、地域社会全体で高齢者を支えることが重要です。あわせて、豊富な知識を持っている高齢者が、若い世代と共に地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。

■推進の方向■

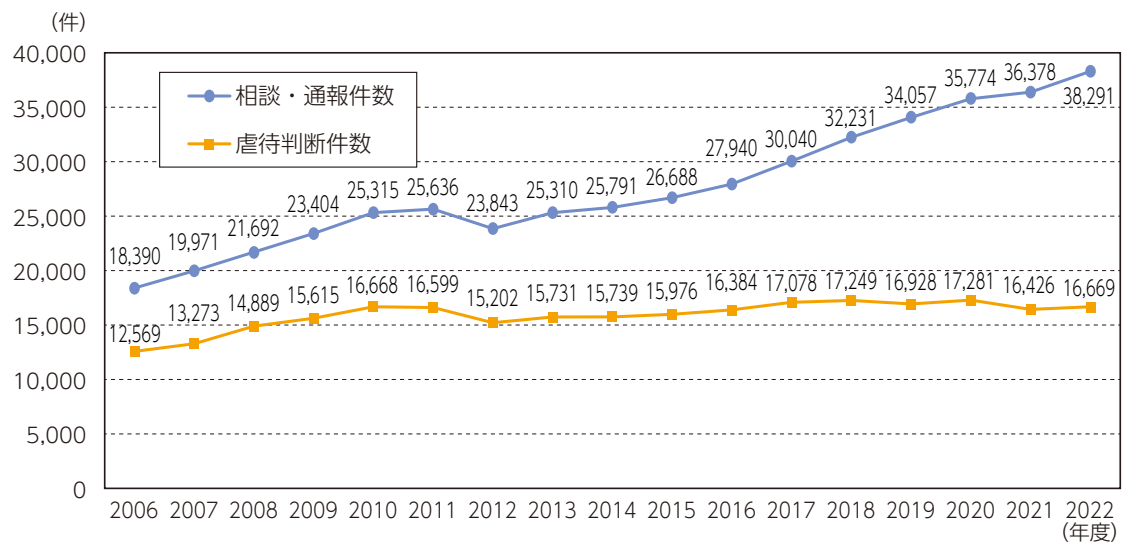
全ての高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で、健やかで自立し、安心して暮らすことができる共生のまち福山の実現に向けて、「福山市高齢者保健福祉計画」に基づき施策を推進していきます。

厚生労働省「令和4年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」から

● 要介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



● 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



⇒ 高齢者虐待の相談・通報件数は、増加傾向にあります。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、心身に深い傷を負わせる重大な人権侵害です。

虐待には、身体的虐待のほか、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄など様々あり、表面化しにくい特徴があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生涯を過ごすためにも、高齢者に関わる全ての人が、虐待を人権問題として認識し、虐待の未然防止や早期発見等に努め、高齢者の人権を守っていくことが重要です。

(4) 障がいのある人の人権尊重

■現状と課題■

全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざすことは、「障害者基本法」の根本的な考え方です。障がいには、外見では分からないものもあり、また障がいの程度も様々です。

本市では、2021年(令和3年)に、全ての市民が共に生きる喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことのできるまちづくりをめざし、「障がいのある人の人権が尊重され互いに支え合い、生きる喜びがあふれる共生のまち 福山をめざして」という基本理念を掲げ、「福山市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、障がいを理由とする差別的取扱いなどによる社会参加の抑制、障がいのある人への虐待など、障がいのある人を取り巻く差別は、依然として存在しています。虐待については、障がい者虐待防止センターに寄せられる相談件数が増加傾向にあります。その他にも、施設のバリアフリー化への対応など、共生社会の実現に向けては、様々な課題があります。

本市が2023年(令和5年)に実施した福祉に関するアンケート調査によると、障がいのある人に対する地域の人々の理解については、「あまり進んできたとは思わない」「進んでいない(変わらない)」の回答が合計63.0%となっており、障がいのある人の多くは、「地域の理解が進んでいない」と感じています。その一方で、近所に親しい人がいる人ほど、「進んできた」と回答する割合が高くなる傾向にあります。

国においては、2024年(令和6年)4月に「改正障害者差別解消法」を施行し、障がいのある人に、公共交通機関や店舗でのサービスの利用などの様々な場面で、社会的障壁を取り除くための対応を行う合理的配慮の提供を、行政機関等だけでなく、民間事業者についても義務化しました。本市においては、虐待防止や合理的配慮の提供についての普及・啓発等に取り組んでいるところです。

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、人権を擁護し、生活の質を向上させるために、重度心身障がいなど様々な障がいの特性や程度に応じた支援の充実や、医療的ケア体制を確保するとともに、社会全体の理解と協力を求めていく取組が不可欠です。

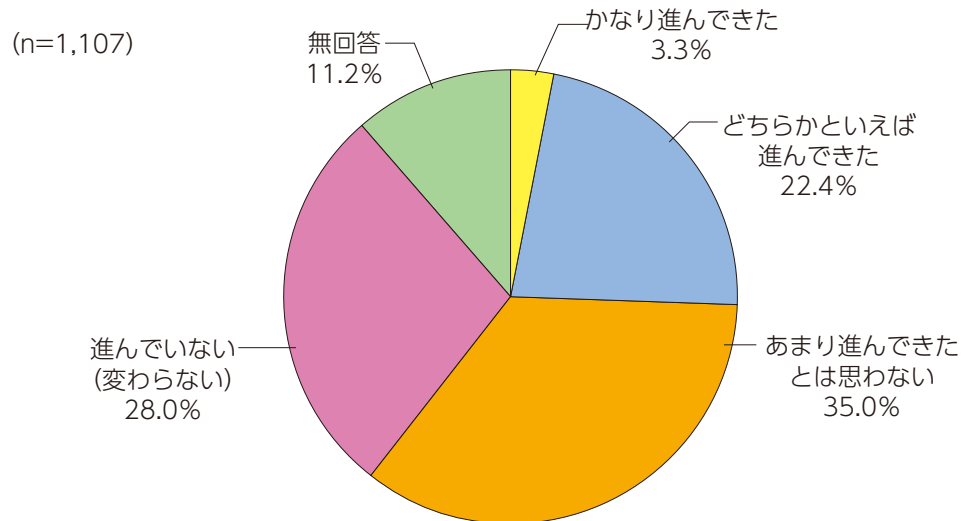
■推進の方向■

全ての障がいのある人の人権が尊重され、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で障がいの有無にかかわらず、安心していきいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、「福山市障がい者プラン」に基づき施策を推進していきます。

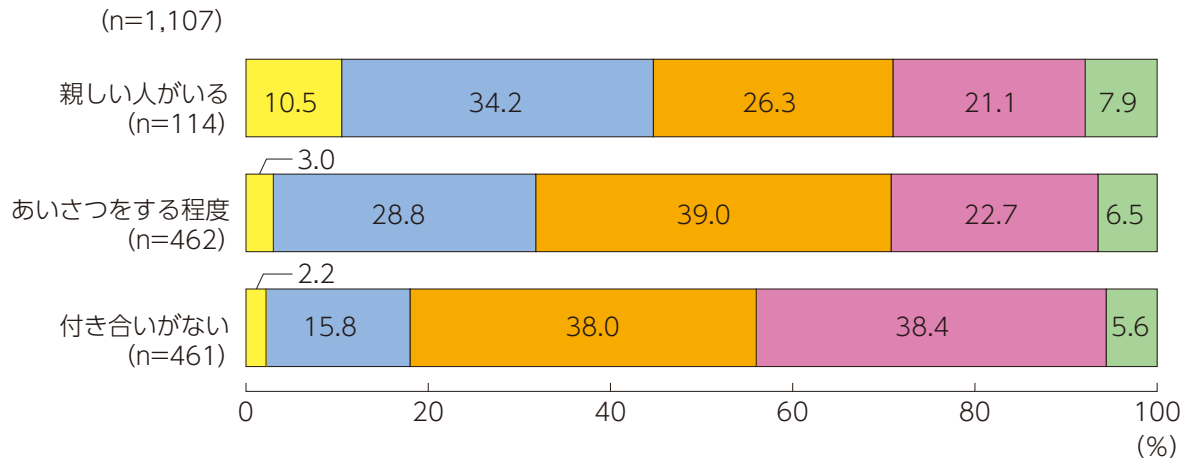
2023年(令和5年)福山市福祉に関するアンケート調査から

問：障がいのある人に対する、地域の人々の理解は進んできたと思いますか。

(調査対象：市内に住所を有する身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい児通所支援受給者)



【近所の人との付き合いの程度別】

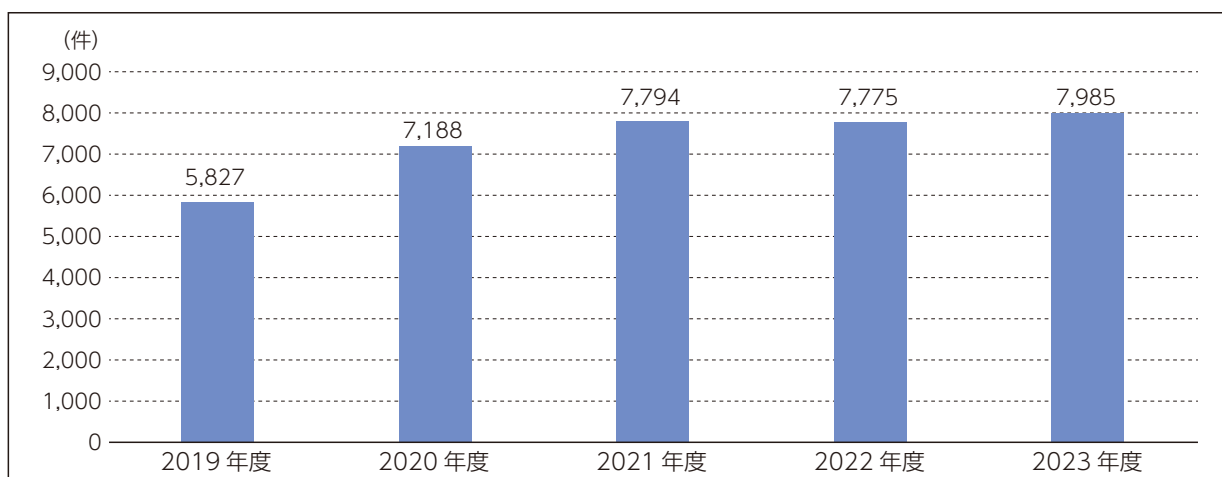


⇒ 障がいのある人に対する地域の人々の理解については、「進んできた」が合計で25.7%、「進んでいない」が合計で63.0%となっており、障がいのある人の多くは、「地域の理解が進んでいない」と感じています。

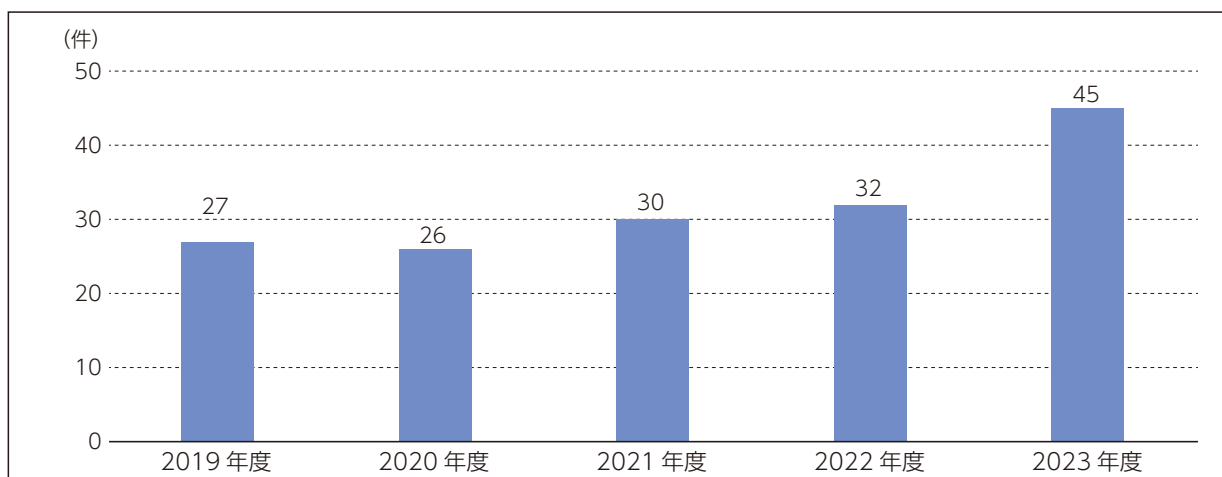
その一方で、近所に親しい人がいる人ほど、「進んできた」と回答する割合が高くなる傾向にあります。

障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる社会をつくるために、社会との交流の促進を図るとともに、地域など、周囲の人々を始め、社会全体の理解と協力を求めていく取組が必要です。

障がい者基幹相談支援センター(クローバー)*の相談件数

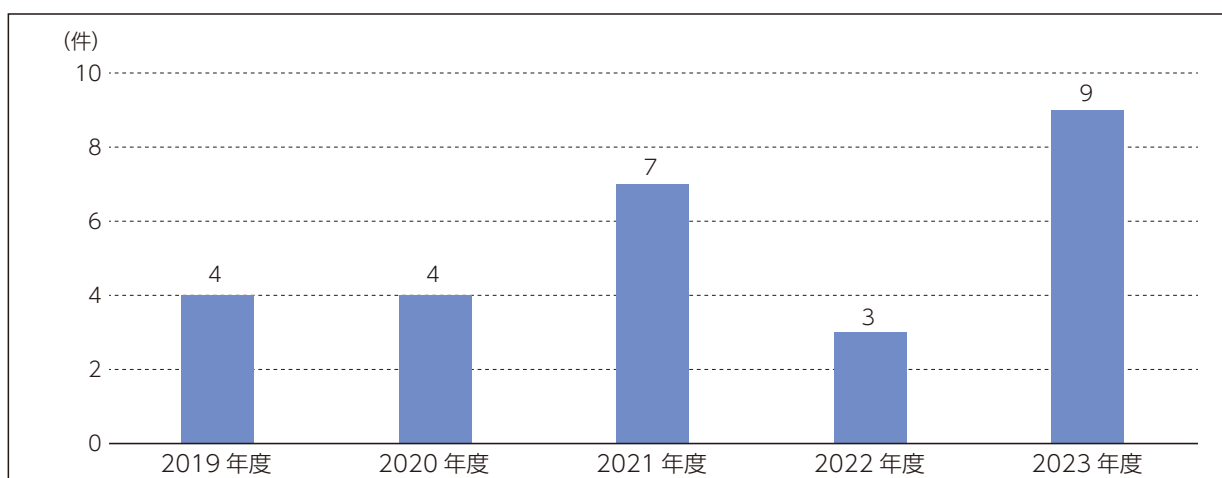


本市における障がい者虐待の相談件数



⇒ 障がい者の虐待に関する相談件数は、年々増加傾向にあります。早期発見や適切な支援、迅速な対応等を行うとともに、虐待防止の取組が必要です。

障がい者成年後見人制度申立件数



⇒ 障がいに係る相談件数が増加している状況の中で、成年後見人制度への申立件数も増加傾向にあり、障がい者の人権を守る取組が進んでいます。

(5) 被差別部落出身者の人権尊重

■現状と課題■

被差別部落出身者への差別(以下、「部落差別」という。)は、日本社会の歴史的過程において形作られた差別であり、日本国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で基本的人権を侵害されるという、我が国固有の人権問題です。

部落差別の解消を図るため、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」制定以降、被差別部落の生活環境の改善や福祉の向上などのために、対象地域における生活環境の改善等の様々な事業を実施しました。その結果、1996年(平成8年)の地域改善対策協議会意見具申^{*}では、物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されたとの認識が示されました。一方、教育や就労、産業等の面でなお存在する格差の背景には、様々な原因があり、短期間で解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く解消に努めるべきであると指摘しています。

近年、インターネット上では、特定の地域が被差別部落であるとの投稿や被差別部落出身者を誹謗・中傷する書き込みが後を絶ちません。このような社会状況の中、本市においても、悪質な差別落書きや差別発言などが発生しています。また「えせ同和行為^{*}」といった、部落差別に関する誤った認識を植えつける行為もいまだに見受けられ、このような実態が新たな差別を生み、被差別部落出身者との結婚や特定の地域に住むことを避けるなどの忌避意識につながっています。

結婚差別も深刻な状況にあり、本市が2010年(平成22年)に実施した同和地区実態把握調査においては、夫婦のいずれかが被差別部落出身者以外の場合は、38.6%が結婚に反対されたと答えています。2018年(平成30年)に実施した市民意識調査においても、結婚に対し「当人同士の合意が尊重されるべき」が86.4%である一方で、結婚の相手が被差別部落出身者である場合、「結婚を認める」とした人が51.2%に留まっており、いまだに大きな開きがあります。

また、市民意識調査で「部落差別について知らない」と答えた人も増えてきており、20代では45.0%と、若い世代において高くなっています。また、部落差別を解消するために、「特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき」との回答が29.4%と高くなっています。部落差別への無理解・無関心は、現実で起きている差別の放置や、誤った情報を信じ込み、拡散してしまうなどのおそれがあります。

2016年(平成28年)に制定された部落差別解消推進法においては、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展によって、部落差別に関する状況に変化があった」との認識から、地方自治体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされています。

これらの状況から、部落差別に起因する課題解決に向けた取組を進めるとともに、相談の充実や、市民一人一人が、部落差別について正しい理解を深めることができるよう、効果的な教育や啓発などに取り組む必要があります。

■推進の方向■

① 自己実現^{*}を支援する取組

- 部落差別に起因する様々な課題について、相談や当事者の元に積極的に出向く中で実情把握をしていきます。そして関係機関や団体等と連携しながら、きめ細やかな就労支援や希望する進路を選択することができる学力の充実、個人の実情に即した保健福祉サービスの提供など、課題解決に向けて必要な支援を行い、自己実現のために取り組めます。
- また、適切な対応が行えるよう、研修等を通じて職員の力量向上に努めます。

② 部落差別に関する理解を深める取組

- 差別の実態や差別解消に取り組む当事者の活動などから学ぶ人権教育・啓発を推進し、部落差別についての正しい理解を深めることができる学習の機会を提供します。
- 身元調査などを目的とした戸籍等の個人情報不正取得やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知を図ります。
- 差別や偏見を助長する「えせ同和行為」への適切な対応と正しい理解を深める取組を推進します。

③ 差別事件に対する取組

- 部落差別は、被差別者の夢や希望を奪い、自己実現を阻むものであるため、被差別者の救済を第一義として、再発防止に向けた取組を図るとともに、その成果を教材化して施策に生かします。
- インターネット上の差別記載についてはモニタリングを実施し、迅速な削除要請を行うとともに、国の人権擁護機関と連携し、解決に努めます。

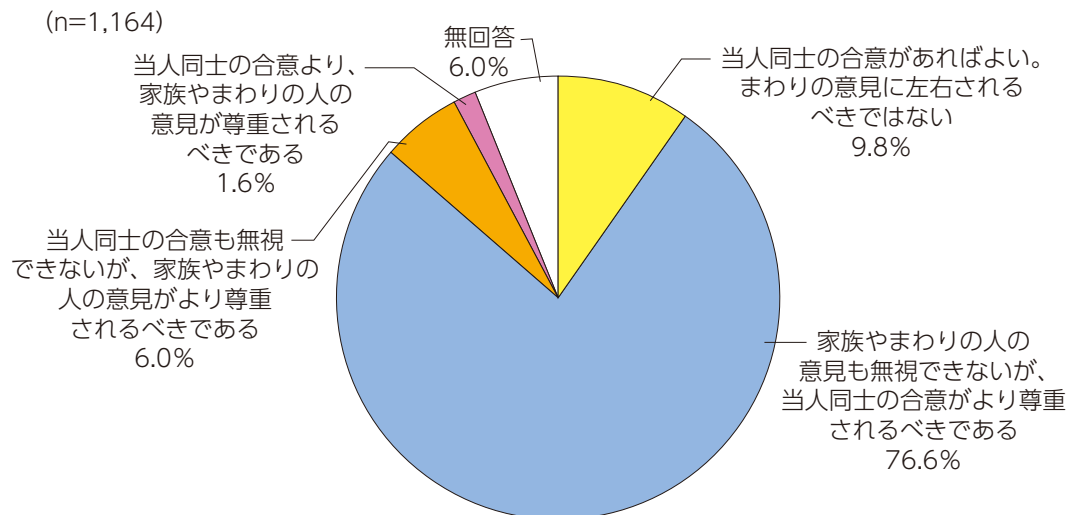
④ 課題解決に向けた取組

- ①から③に掲げる取組を効果的に行っていくため、部落差別に起因する課題解決に向けた支援のほか、教育・啓発に必要な資料やプログラムなどを体系立てて整理した手引きの作成に取り組めます。

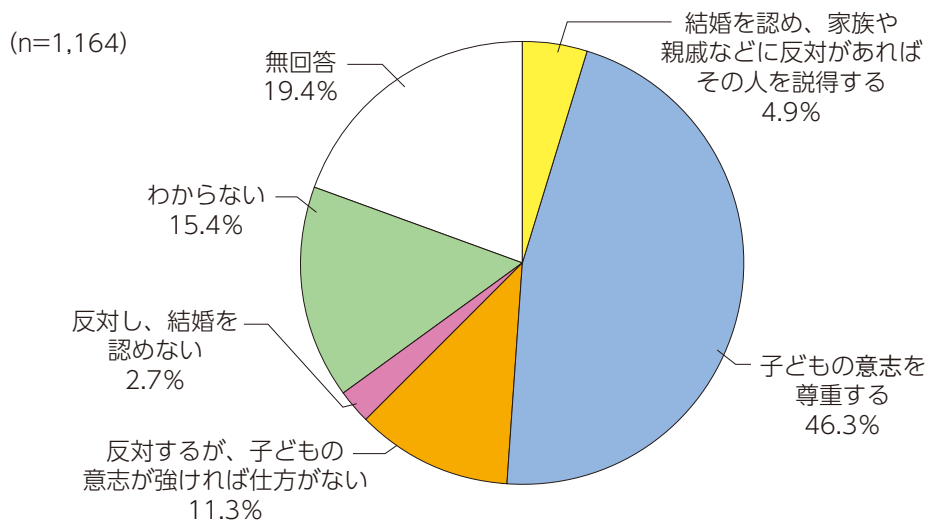


2018年(平成30年)市民意識調査から

問：結婚は二人の合意により成立することになっていますが、現実にはいろいろな理由で家族やまわりの人たちが反対することがあります。このことについて、あなたはどのように思いますか。



問：仮に、あなたは子どもの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

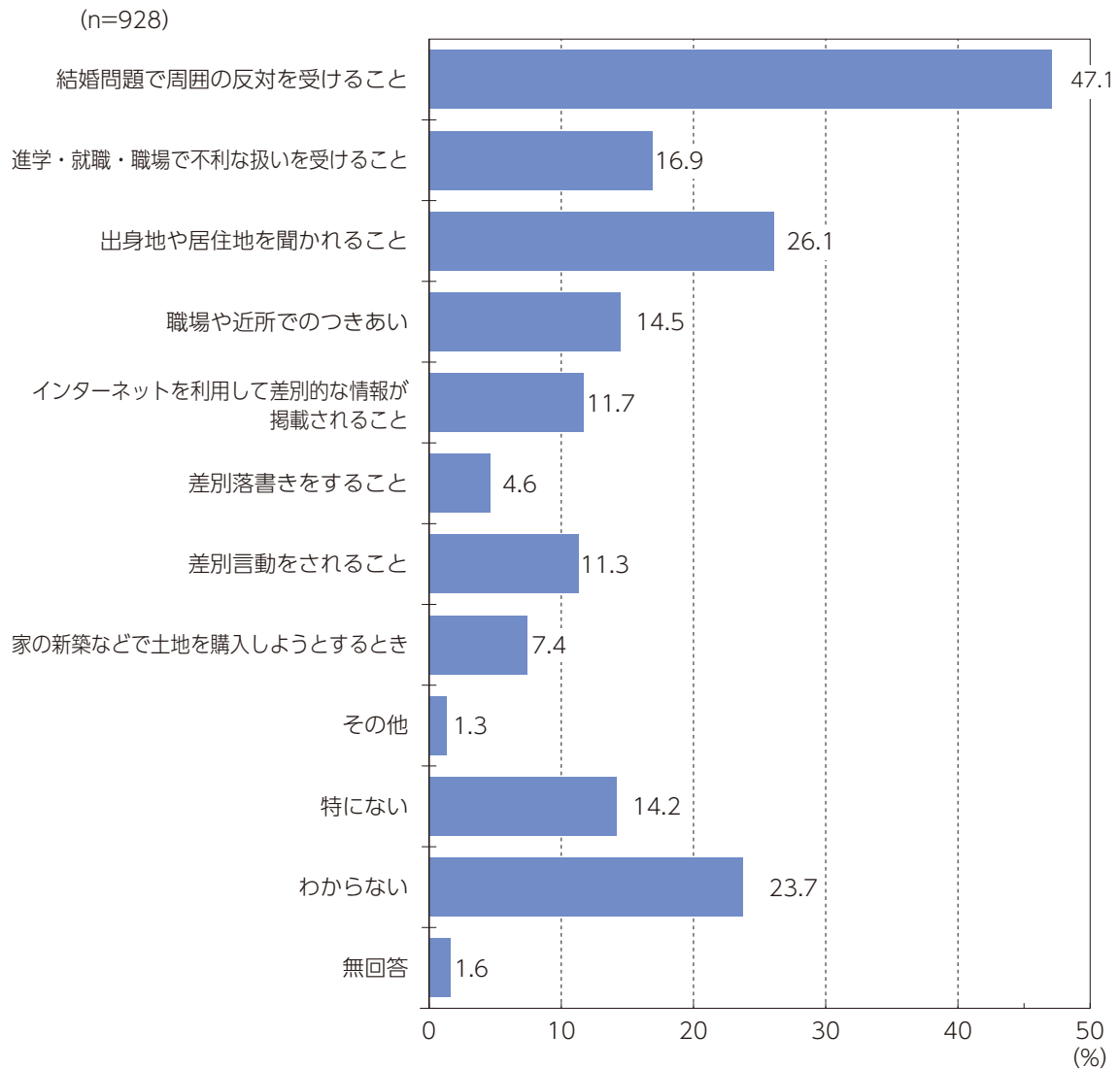


⇒ 日本国憲法第24条において、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し(以下略)」と明記されています。結婚に対する意識では、当人同士の合意を尊重すると回答した人は86.4%に上る一方、我が子の結婚相手が被差別部落出身者である場合は、35.2%も低下し、51.2%に留まっています。

これは、部落差別に関わりたくない、差別を受ける立場になりたくないという意識が表れているものと捉えることができます。差別解消に向けて、こうした意識の克服が重要です。

2018年(平成30年)市民意識調査から

問：あなたは、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



⇒ 「結婚問題で周囲の反対を受けること」という回答が47.1%と最も高く、「特にない」(14.2%)、「わからない」(23.7%)と回答した人の比率も高くなっています。

これは、部落差別(同和問題)について学校の授業で習ったとする人は、34.9%となっている一方で、20代では45.0%の人が部落差別(同和問題)について知らないと答えており、現状についての正しい認識を持ちえていないことも要因として考えられます。

差別や偏見は自然になくなるものではなく、知らないことにより、誤った情報や知識に触れる中で生まれます。部落差別(同和問題)の正しい知識を身につけ、それをしっかり伝えていくことが必要です。

(6) 外国人市民の人権尊重

■現状と課題■

我が国における2023年(令和5年)12月末現在の外国籍の人の人口は、約341万人で、2013年(平成25年)12月末の約207万人から大幅に増加しています。

本市においても、増加傾向にあり、2024年(令和6年)3月末現在では、総人口に対し約2.4%を占める10,768人(65か国)となっています。在留資格別では、「技能実習」、「永住者」、「特定技能」の順で多くなっています。

市内には、多くの外国人市民(日本国籍を有しながらも、様々な文化的背景を持つ外国にルーツを持つ人を含む。)が企業で働き、そして地域で暮らしています。今後も、新たな在留資格の創設等により、外国人市民は増加していくことが見込まれています。

本市では、2009年(平成21年)に「福山市国際化推進プラン」を策定し、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに取り組んできました。

しかしながら、日本語を十分理解できないことにより、生活に必要な情報が入手できにくかったり、サービスを円滑に受けにくいことがあります。また、言語や文化、宗教、生活習慣などの違いに対する理解不足や、外国人市民への偏見を起因とした就労や住居の確保等における差別的取扱い、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。

そうした中で、2016年(平成28年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)が施行され、「不当な差別的言動は許されない」ことが改めて宣言されました。

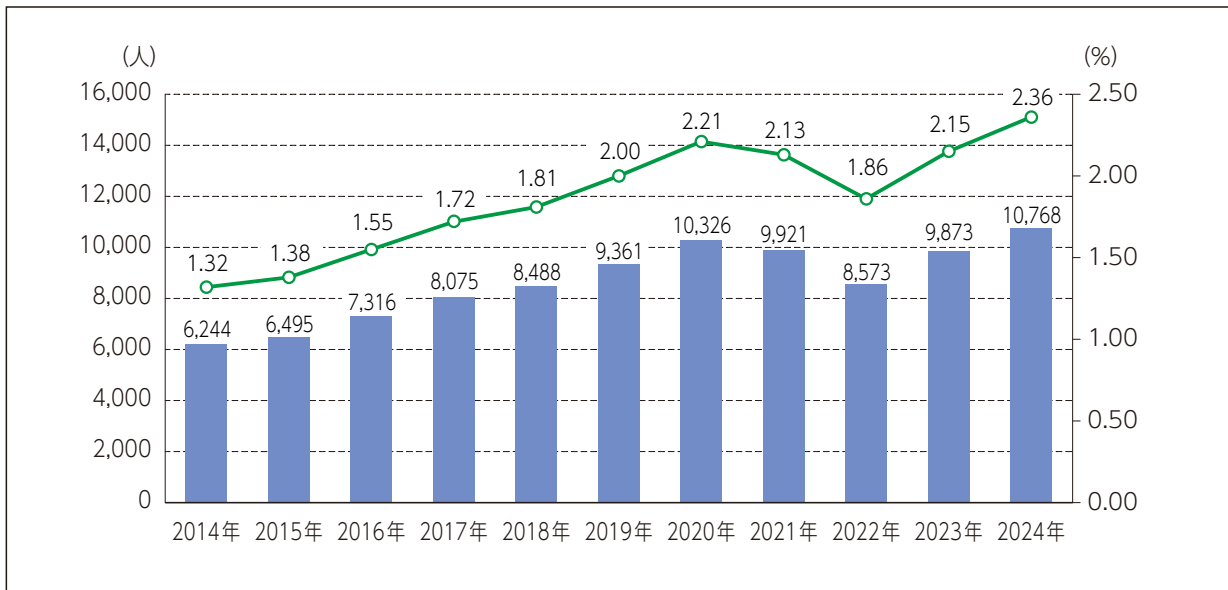
広島県が2024年(令和6年)に実施した外国人生活環境調査によると、公的な相談窓口を知っているが相談したことがない外国人市民が40.8%を占めており、その理由のうち、「相談することがない」が53.7%で最も多い一方で、「日本語を話せない」が19.0%を占めています。また、「生活で困ったことはない」と答えた人は41.9%でしたが、「災害の時にどうしたらいいかわからない」(18.6%)、「地域の人とコミュニケーションが取れない」(13.5%)、「病院で言葉が通じない」(13.1%)など、日常生活や緊急時における困り事の解消に向けた相談窓口の充実や情報発信、日本語学習などの支援策が必要とされています。また、外国にルーツを持つこども^{*}が増え、言葉や文化の違いによって起こる諸課題を始め、日本の学校制度等について、保護者も含めて、細やかな対応が必要となっています。

外国人市民も地域住民として日本人と同様のサービスを受けることができる環境の整備とあわせ、国籍や民族等の異なる人々が相互に理解を深め、外国人市民も活躍できるまちづくりを進めていくことが必要です。

■推進の方向■

国籍等にかかわらず全ての市民の人権が尊重され、共に暮らす市民としてお互いを理解し、様々な価値観や文化の違いを生かしながら、誰もが参画できる社会の実現に向けて、「福山市多文化共生推進プラン」に基づき施策を推進していきます。

本市の外国籍の人の人口の状況

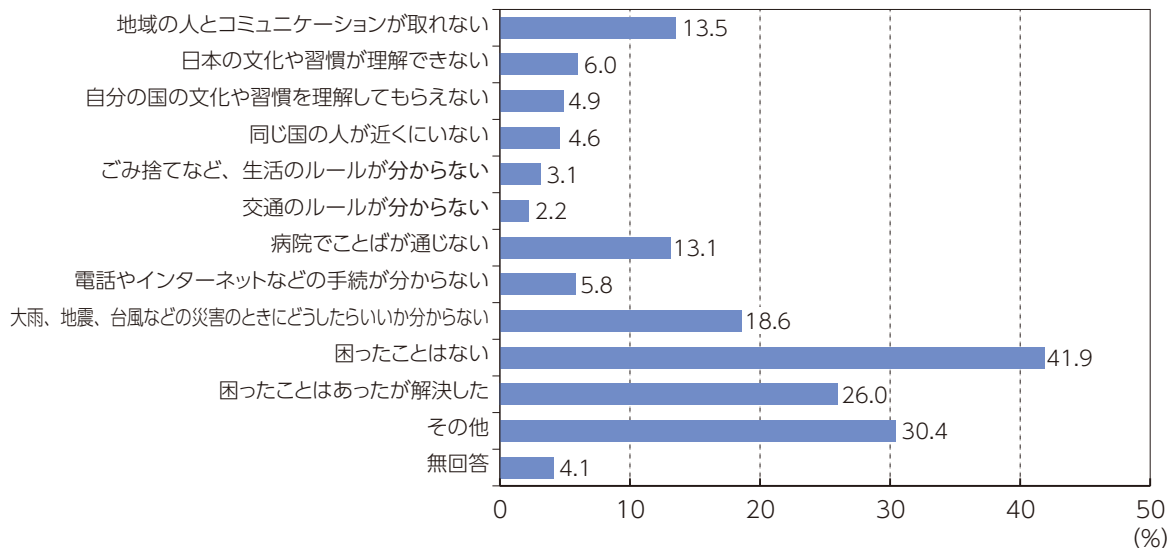


⇒ 本市の外国籍の人の人口は、増加傾向にあり、2024年(令和6年)には過去最高の10,768人となりました。また、人口に占める外国籍の人の割合も、2014年(平成26年)の1.32%から2024年(令和6年)には2.36%へと上昇しており、市民の約40人に1人が外国籍の人となっています。

広島県「2024年(令和6年)外国人生活環境調査」から

問：最近6か月で、生活で困ったことがありましたか。

(n=762) ※福山市在住者分



⇒ 「生活で困ったことはない」と答えた人は41.9%でしたが、「大雨、地震、台風などの災害の時にどうしたらいいか分からない」(18.6%)、「地域の人とコミュニケーションが取れない」(13.5%)、「病院で言葉が通じない」(13.1%) など、困り事の解消に向けた情報発信や日本語学習などの支援策が必要です。

(7) 性的マイノリティの人権尊重

■現状と課題■

その人自身の性のあり方(セクシュアリティ)は、主に、「からだの性」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「見ための性(性表現)」の4つの要素のいずれか、またはいくつかの要素の組合せで特徴づけられ、その組合せは多様であり、「性はグラデーション」とも言われます。

その中で少数派のセクシュアリティの人たちを「性的マイノリティ(性的少数者)」と呼びますが、性は多様なものであり、誰もが皆一人一人異なる自分の性を生きています。最近ではこの考え方に基づき、全ての人々が持つ属性を表す言葉として「SOGIE(性的指向(Sexual Orientation)・性自認(Gender Identity)・性表現(Gender Expression)の頭文字をとったもの)」を用いることが増えてきました。

2023年(令和5年)の民間企業調査によると、日本における性的マイノリティは、全人口の9.7%となっています。これは約10人に1人という割合であり、学校や職場、地域など、身近にいる存在と言えます。

しかしながら、性的マイノリティへの理解やサポート制度は十分に進んでいない現状があり、性的マイノリティは自分が当事者であることを家族や周囲の人に言うこと(カミングアウト)に抵抗を感じたり、自分の性自認に従って生活することは、周囲の目が気になりできない人もいます。また、いじめや社会的な不利益、人権侵害を受ける中で持続的で慢性的なストレスや生きづらさを抱えています。

さらに周囲の無理解等により、こどもから高齢者にわたる各世代や、学校、医療現場、職場など日常生活のあらゆる場面で特有の困難に直面している現状があります。

本市が2018年(平成30年)に実施した市民意識調査における、「性的マイノリティに対し、どのような人権問題が起きていると思うか。」については、「差別的な言動をされる」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の回答割合が高い一方、「わからない」との回答が約3割を占め、性的マイノリティへの理解を深める取組が必要です。

2023年(令和5年)には、性的マイノリティへの理解の増進に向けて、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。また、パートナーシップ制度^{*}を導入する自治体が増加するなど、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

悩みを抱え込むことのないよう、いつでも気軽に相談できる窓口や、いろんな人が集まり、オープンに話ができるような居場所が求められています。そして、誰もが自分の性を尊重され、安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、当事者の声に耳を傾けながら施策に取り組む必要があります。

■推進の方向■

① 教育・啓発

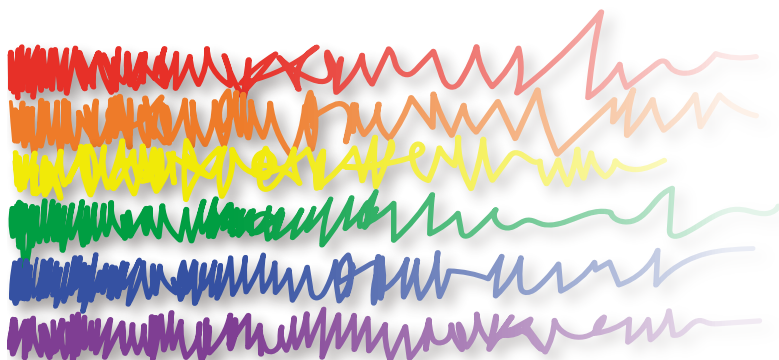
- 市民や事業者等への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。
- 性的マイノリティが抱えている問題について十分に理解するとともに、適切な対応を行えるよう、「性的マイノリティサポートハンドブック*」を活用するなど、職員の啓発に取り組めます。また、市民や事業者に対しても、このハンドブックの周知に努めます。
- 学校においては、教職員が、性の多様性について理解し、適切な対応ができるよう研修等の充実に取り組めます。

② 相談・支援体制の充実

- 定期的に開設している「にじいろ電話相談」や24時間受付可能な「にじいろメール相談」等の専門の相談窓口を活用するなど、関係機関とも連携を図りながら、長期的・持続的な支援体制を構築していきます。
- 日常生活の中で持続的・慢性的なストレスを抱えている当事者に届くよう、相談窓口の周知を図ります。
- 悩みや不安を抱える児童生徒が安心して学校生活を送られるよう、相談できる人や場所等の相談窓口を周知するとともに、それぞれの状況に応じた支援に努めます。

③ 必要とされる施策の構築

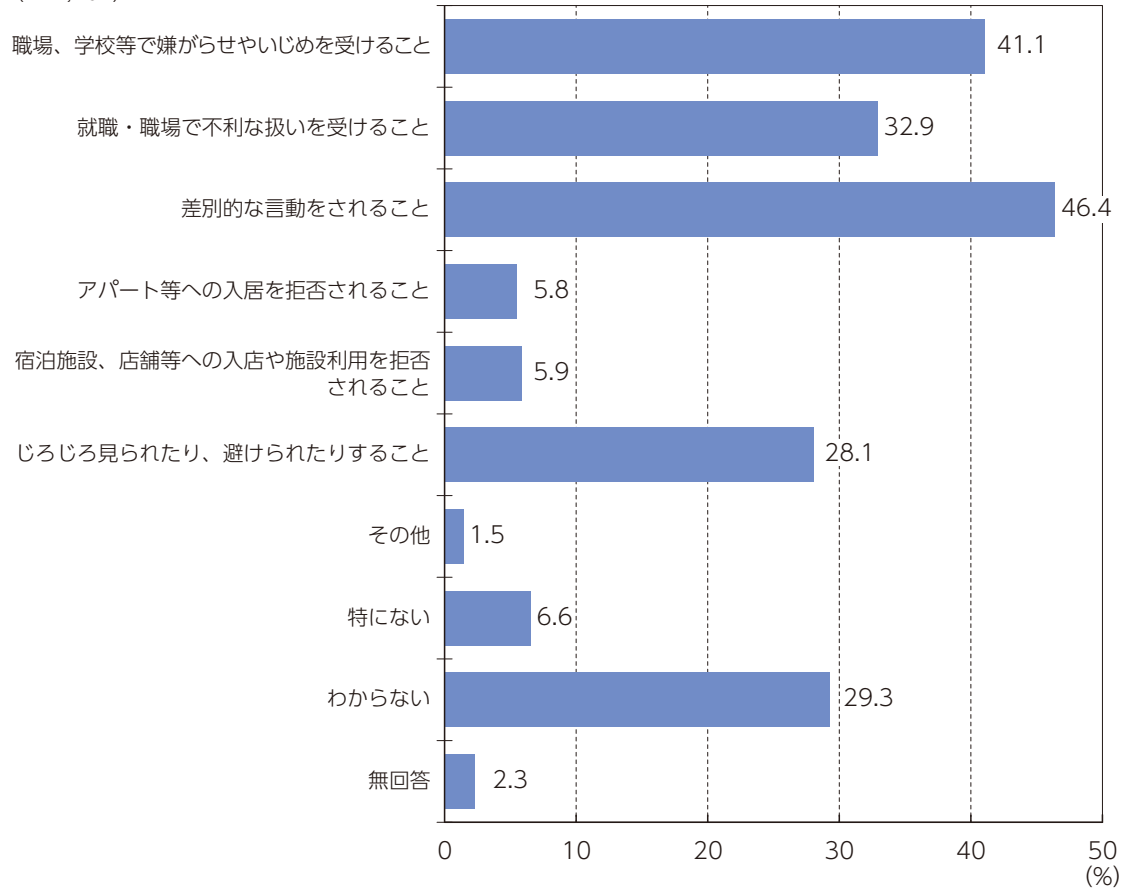
- 各種申請書等の市の公文書について、不必要な性別欄を省略する取組のほか、性的マイノリティを含めいろんな仲間とオープンに話をしたり、悩み等を共有できる居場所づくりなど、性的マイノリティが安心して暮らすことができるよう、必要とされる施策の構築を進めます。



2018年(平成30年)市民意識調査から

問：あなたは、性的マイノリティに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(n=1,164)



⇒ 「差別的な言動をされる」の回答割合が最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」といった回答結果となっています。また、「わからない」が29.3%を占めており、性的マイノリティの現状について理解を深めていく必要があります。

「LGBTQ+^{*}調査2023」(株式会社 電通実施)から

当事者層	非当事者層
○カミングアウト 職場や学校などで自分が性的マイノリティだとカミングアウトしたら、居づらくな ると思う 48.6%	○カミングアウト 職場や学校などの仲間から性的マイノ リティであることをカミングアウトされたとき は、ありのまま受け入れたいと思う 84.6%
○人間関係における性のあり方 望む性で人と関わっていけるか不安に思 うことがある 33.4%	○人間関係における性のあり方 関わる人とは、その人が望む性で接した いと思う 79.6%

⇒ 多くの性的マイノリティは、周囲が思っている以上にカミングアウトをすることに抵抗を感じるとともに、自分の性自認に従って自分らしく生活することに大きな不安を抱えています。一方、非当事者の多くはその人を「ありのまま受け入れたい」「その人が望む性で接したい」と思っており、それぞれの意識に大きな差があります。

性の多様性に対する知識や理解を深めるとともに、悩みを抱える当事者には相談窓口の周知に努める必要があります。



(8) インターネット上の人権侵害

■現状と課題■

インターネットの普及により、SNSなどの利用が急速に進み、コミュニケーションの輪が広がり便利になっています。一方で、インターネットは、発信者が匿名で容易に情報発信ができることから、その特性を悪用した、他者への誹謗・中傷や個人情報の無断投稿、被差別部落に係る人名・地名の書き込みなど、差別を助長・誘発する人権侵害が多く発生しています。

インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意図にかかわらずその情報を回収・消去することはほとんど不可能となります。また、インターネットは、真偽が定かでない情報もあふれており、そして利用者は、自身の好みや考え方に合った情報を正しいと思い込む傾向があります。その結果、偏見や差別意識が増幅される危険性があります。その他、最近では「闇バイト^{*}」などのインターネットを通じた犯罪行為が増加しており、子どもや若者までが被害にあったり、犯罪に巻き込まれるケースが増えています。

インターネットの利用に際しては、利用者一人一人が、そうしたインターネットの特性やリスクについて認識するとともに、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識を身に付けておくことが大切になります。

本市が2018年(平成30年)に実施した市民意識調査における、「インターネットによる人権問題に関し、どのような問題が起きていると思うか。」については、「他人を誹謗・中傷する情報が掲載されること」が最も高く、次いで「誤った情報や人権侵害情報が、不特定多数の人に一度に流出してしまうこと」、「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」という回答結果となっています。また、「インターネットにおける人権侵害を防ぐためにどんなことが必要か」については、「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」が最も多く、次いで「子どもが犯罪に巻き込まれないよう有害なサイトへのアクセスに制限をかける」、「プロバイダに対し、情報の停止・削除を求める」が高くなっています。

高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、2002年(平成14年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(いわゆる「プロバイダ責任制限法」)、2005年(平成17年)に「個人情報の保護に関する法律」(いわゆる「個人情報保護法」)、2009年(平成21年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)の施行など法整備が進みました。さらに、2024年(令和6年)5月には「プロバイダ責任制限法」を改正し、大規模プラットフォーム事業者^{*}に対し、削除の申出に関する対応体制や削除基準の策定・公表を義務付けた、通称「情報流通プラットフォーム対処法」が成立し、侵害情報の削除の迅速化を図り、誹謗・中傷などの深刻化を防ぐことが期待されています。

インターネットを利用する人が、情報モラルやメディアリテラシー^{*}を向上することができるよう、取り組んでいく必要があります。

■推進の方向■

① インターネットにおける人権侵害の被害の防止

- インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、サイト管理者への削除要請を行うとともに、国の人権擁護機関と連携し、解決に努めます。

② 利用者の責任とモラル教育・啓発の推進

- インターネットを利用する一人一人が、人権についての意識を持って機器を利用し、ネット上での誹謗・中傷や差別的な書き込みは人権侵害であることを理解し、他者の人権を侵害しないよう教育・啓発に努めます。
- 学校においては、道徳や社会科の授業、学級活動の中で、各学年段階に応じて、情報化社会の便利さと危険性、情報セキュリティに関する知識（個人情報を書き込まない等）について、子ども自身が考える学習に取り組み、情報を正しく安全に利用できるよう情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。
- 保護者に対しては、子どもの発達段階や実態に応じた具体的なルールについて説明するとともに、家庭での端末の使い方や情報モラルについて話し合えるよう取り組みます。
- 教職員には、情報セキュリティ等に関する研修を実施します。
- インターネットを通じた犯罪行為の被害者にも、加害者にもならないよう、情報提供や啓発活動の充実を図ります。

③ 国等関係機関への法制度整備の要望

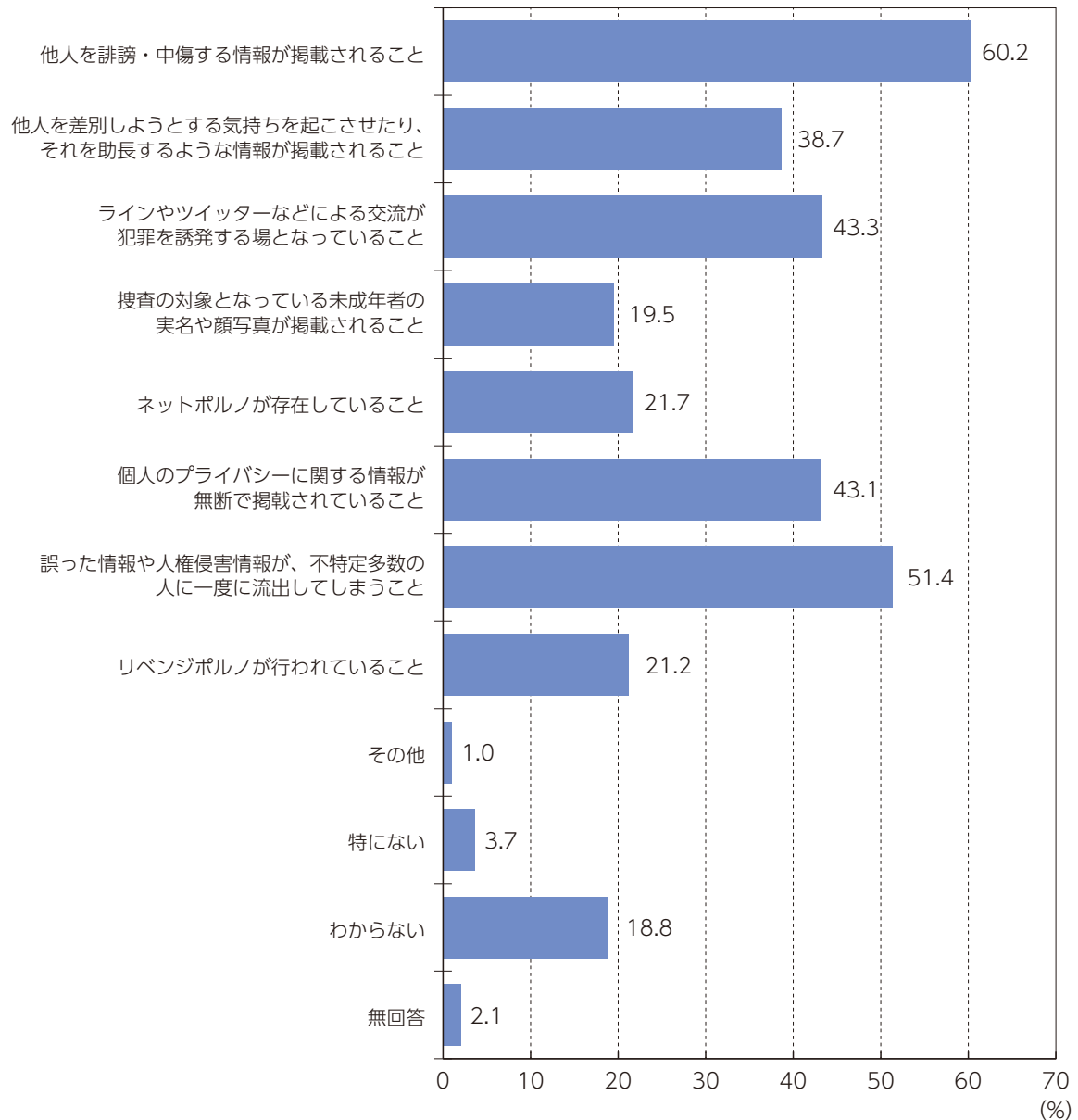
- 国に対し、インターネット上の人権侵害情報発生時の未然防止や即時削除、被害者救済等についての十分な措置を定めた法制度の整備を図ることを、引き続き要望していきます。



2018年(平成30年)市民意識調査から

問：あなたは、インターネットによる人権問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

(n=1,164)



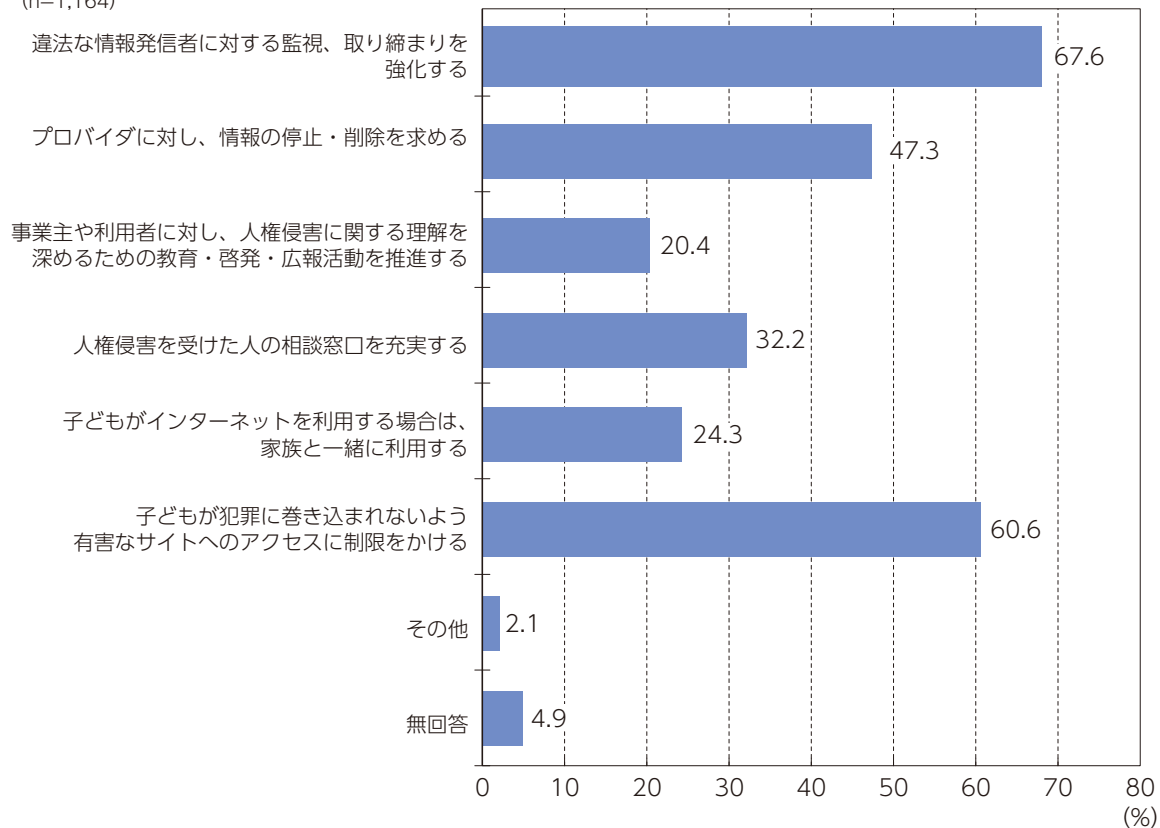
⇒ 「他人を誹謗・中傷する情報が掲載されること」(60.2%)、「誤った情報や人権侵害情報が、不特定多数の人に一度に流出してしまうこと」(51.4%)を始めとして、インターネットを通じた人権問題が起きていると考えている人が多いことがうかがえます。

一度、発信された情報を完全に削除することは容易ではありません。情報をそのまま受け取るのではなく、その真偽を見抜き活用するメディアリテラシーを身につけ、正しく利用するための啓発の取組が求められています。

2018年(平成30年)市民意識調査から

問：あなたは、インターネットにおける人権侵害を防ぐために必要なことはどのようなことだと思いますか。

(n=1,164)



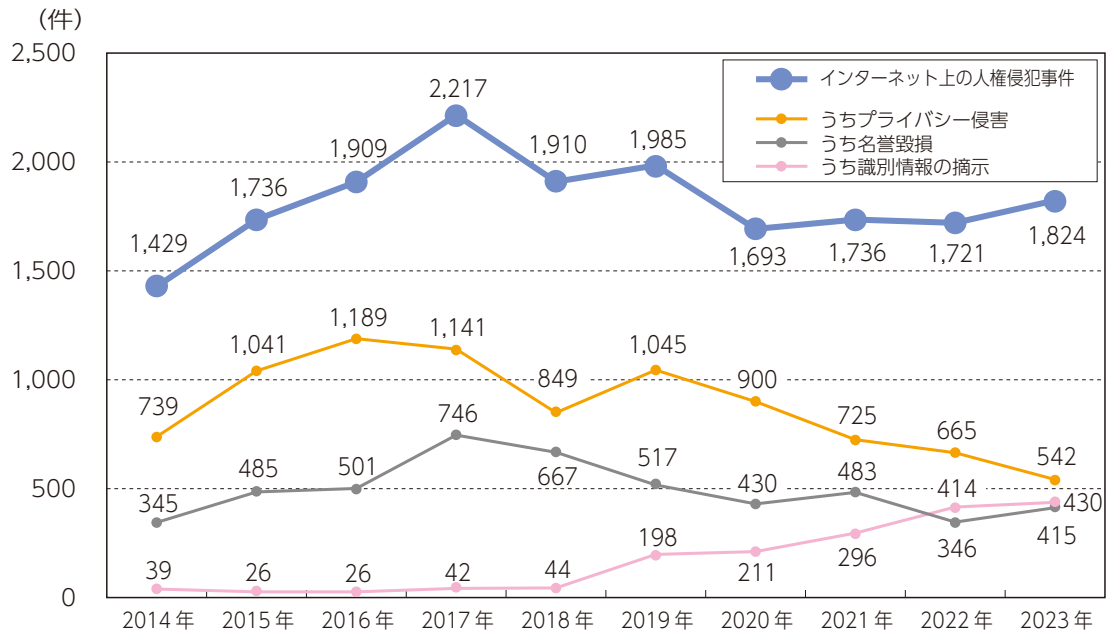
⇒ 「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」(67.6%)、「子どもが犯罪に巻き込まれないよう有害なサイトへのアクセスに制限をかける」(60.6%) など、監視や一定の利用制限を求める回答が多くなっています。



法務省「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」から

●インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

(新規に救済手続を開始したもの)

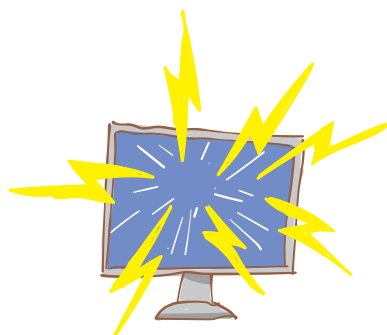


⇒ インターネット上の人権侵害のうち、特定の地域が被差別部落である、またはあったと指摘する「識別情報の摘示」が、直近5年間で急速に増加しています。

偏見や差別に基づく、あるいは差別を助長するこうした行為は、他者の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

また、インターネットを通じたプライバシーの侵害や名誉棄損、そして様々な犯罪行為も許されないものです。

一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、インターネットにおける人権侵害への適切な対応が必要です。



(9) 様々な人権問題

これまで挙げた人権問題のほかに、社会には様々な人権問題があります。社会情勢の変化に伴って、新たに生ずる人権問題に対しても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応していきます。

① ハラスメント

ハラスメントとは他者に対して行われる「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラ、カスハラ、アカハラなど）を意味し、いずれの行為も重大な人権侵害です。

職場や学校を始め、いろいろな場面でハラスメントについての理解を深める取組を進めていきます。

② 感染症・疾病患者等

エイズやハンセン病などの感染症、難病や精神疾患などについて、その病気に対する知識や理解が十分でないために、患者や感染者、その家族等への差別や人権侵害が起きています。感染症や疾病に対する正しい知識と理解を深め、感染者や患者のプライバシーに配慮することが必要です。

引き続き、偏見や差別意識を解消する取組を進めていきます。

③ 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人（仮出所の人を含む。）やその家族に対する周囲の偏見や差別意識は根強く、就職に際しての差別や住居等の確保が困難なことなど、社会参加や社会復帰をめざすことが厳しい状況にあります。

本市においては、2022年（令和4年）に策定した「福山市再犯防止推進計画」に基づき、広報・啓発を始めとする再犯防止のための施策に取り組むとともに、関係機関・関係団体との連携の取組を進めていきます。

④ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪自体によって生命や財産を奪われるなどの直接的な被害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などによる経済的な困窮、マスコミ等による過剰な取材やうわさ・中傷による精神的な苦痛を強いられる場合もあり、適切な社会的支援の整備が必要となっています。

毎月開催している犯罪被害相談員による専門相談窓口のほか、国、県、関係機関や関係団体と連携を図りながら、必要な支援などの取組を進めていきます。

⑤ ホームレス

失業や家庭問題などの事情により路上生活を余儀なくされているホームレスが、偏見や差別による嫌がらせや暴力などの人権侵害を受ける事案が発生しています。

そうした人々が一日も早く自立することができるよう支援を進めるとともに、ホームレスの置かれている状況について理解を深め、偏見や差別をなくす取組を進めていきます。

⑥ 災害と人権

近年、台風や集中豪雨による土砂災害や浸水害、大規模な震災の発生により、被災地域の住民が避難所生活を余儀なくされるケースが多くなっています。大規模災害時などにおいては、高齢者や障がいのある人などの要配慮者が、より多くの影響を受けやすい傾向にあります。

また、震災等の大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他者を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行為は、重大な人権侵害につながるだけではなく、適切な避難や復興の妨げにもなりかねません。

要配慮者が災害時に取り残されないような取組や、正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう啓発等の取組を進めていきます。

⑦ その他の人権問題

アイヌの人々に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題、そして人身取引[※]等の人権問題についても、それぞれの問題の解決に向けた相談や啓発等の取組を進めていきます。



6 推進体制

① 施策推進のための組織

福山市人権施策推進審議会

- 市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査・審議する組織です。
- 10人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - ・学識経験を有する者
 - ・弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
 - ・人権関係団体を代表する者
 - ・その他市長が必要と認める者

福山市人権侵害調査等委員会

- 人権侵害に係る事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要と認めるとき、市長の諮問に応じ、当該事案を調査・研究するとともに、市及び関係機関等による支援の在り方並びに人権啓発の在り方を審議する組織です。
- 5人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - ・学識経験を有する者
 - ・弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
 - ・その他市長が必要と認める者

福山市人権啓発推進連絡協議会

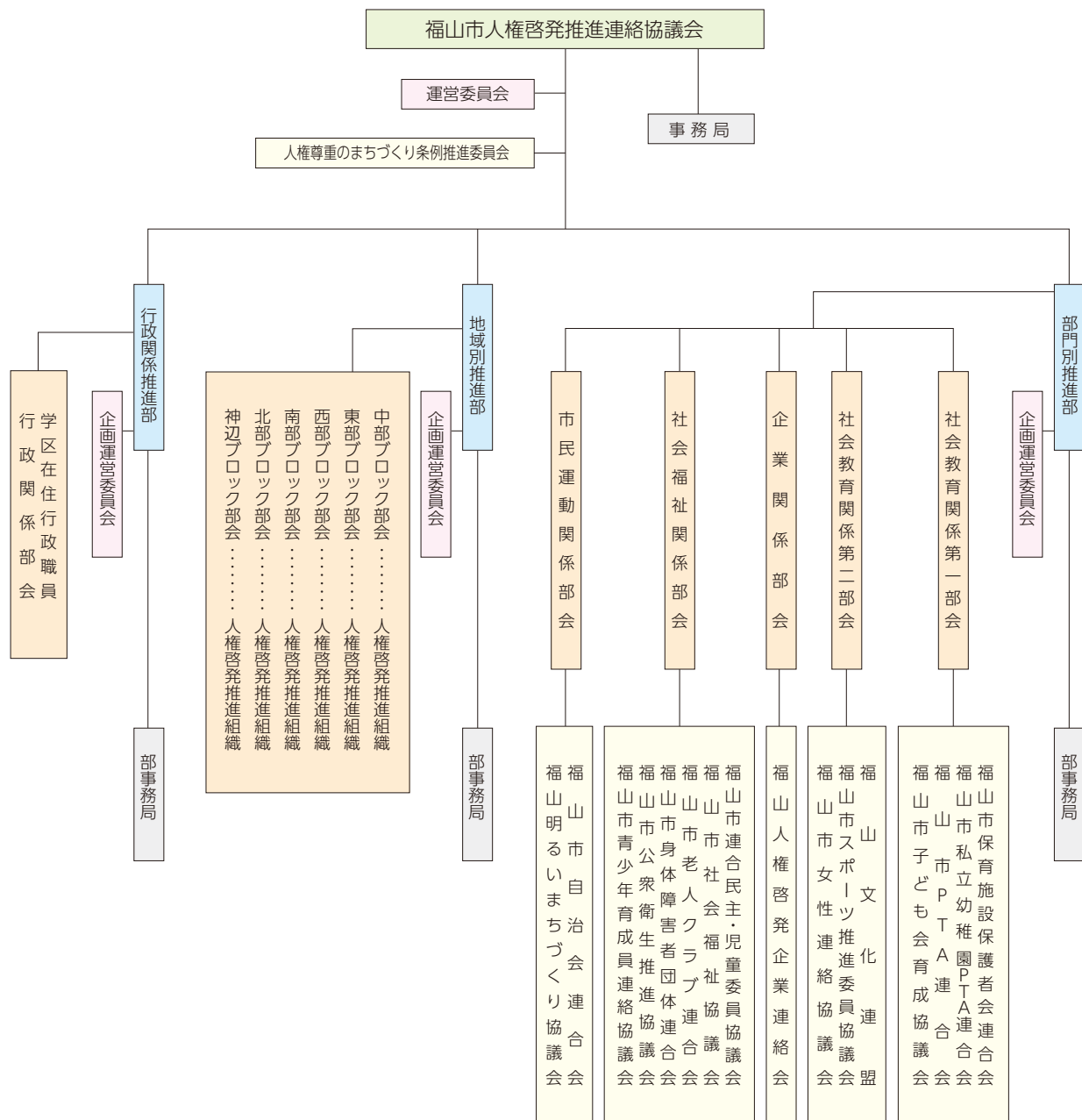
- 市内の人権啓発推進団体や民主団体等で構成された全市的な組織です。様々な人権問題の解決に向け、行政と連携し、市民の人権意識の高揚を図っていくため、主体的啓発・研究活動等の実践に取り組んでいます。

福山市人権施策推進協議会

- 人権に関する諸施策の総合調整や、各部署との緊密な連携を図りながら、総合的・全庁的に人権施策を推進するための庁内組織です。



福山市人権啓発推進連絡協議会組織図(2024年(令和6年)4月1日時点)



② 各部門との連携

各施策の実施に当たっては、部門ごとに策定された個別計画等との連携を図りながら総合的・計画的に推進します。

③ 地域の拠点施設の活用

交流館など、人権啓発の推進、住民の交流促進、地域福祉の向上、地域課題の解決等を目的に設置された各施設を有効的に活用するため、施設の整備や相談などの機能の充実を図り、効果的な運営に努めます。

7 基本方針の評価と見直し

人権施策基本方針に基づいた年次ごとの取組状況を把握することで、適切な進行管理と市民への情報提供に努めます。

また、市民意識調査を定期的に行い、市民の人権に関する意識の変化や、市の取組に対する意見等の把握に努めます。

基本方針の見直しは、市民意識調査のほか、今後の国の人権を取り巻く動向や社会情勢の変化、取組の進捗状況、相談事例等の収集・調査・分析による人権侵害事案の実情や課題等を踏まえて、適宜行います。



参考資料

用語解説 (50音順)

※ えせ同和行為

「えせ同和行為」とは、部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益を要求する行為です。

えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

※ NPO

「NPO」とは、「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

※ LGBTQ+

「LGBTQ+」は、様々な性的指向(誰を好きになるか)や性自認(自分の性が何か)を持つ人々を尊重し、包括的に表現するための用語です。具体的には次のような意味があります。

L : Lesbian(レズビアン) — 同性を愛する女性

G : Gay(ゲイ) — 同性を愛する男性

B : Bisexual(バイセクシュアル) — 両方の性を好きになる人

T : Transgender(トランスジェンダー) — 身体の性と異なる性を生きる・生きたい人

Q : Queer(クィア)/Questioning(クエスチョニング) — 性的指向や性自認に関してどのカテゴリーにも当てはまらない、または探求中の人

＋ : その他の性や性的指向を含む人々

※ 外国人市民

「外国人」は、日本国籍を有しない者と定義されていますが、市内には日本国籍を有しながらも様々な文化的背景を持つ人や、外国籍を持ちながらも生活者として長く住んでいる人もいます。このため、日本国籍の有無に関係なく、外国にルーツを持ち、本市に関わりのある人を「外国人市民」と表現します。

※ 外国にルーツを持つこども

「外国にルーツを持つこども」とは、その両親の一方または両方が外国出身であるこどもや、自身が外国で生まれたこどもなどを表します。文化や言語の違いから独自の教育やサポートが必要とされることがあります。

※ **国際人権規約**

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は、1979年(昭和54年)に批准しました。

※ **在住行政職員の会**

「在住行政職員の会」は、1980年(昭和55年)に「住民学習会」でリーダー的役割を果たすため、職員の力量向上、職員同士の連携や協力を目的として各学区に結成されました。市内在住の福山市及び福山地区消防組合等の職員で構成し、日常の地域活動にも参加しながら、地域の一員として協働の視点でまちづくりの役割を担っています。

※ **ジェンダーギャップ指数**

「ジェンダーギャップ指数」(Gender Gap Index)とは、世界経済フォーラム(WEF)が発表する指標で、各国における男女間の格差を測定するものです。この指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野で男女の平等度を評価し、数値化します。ジェンダーギャップ指数が高いほど、男女の平等が進んでいることを示します。

※ **自己実現**

「自己実現」とは、その人が持っている能力や性質を生かし、そのことを通じて自分らしく生きることがをいいます。そのためには、人生の新たな段階へ挑戦する可能性を広げる状況を作ることが大切です。

※ **持続可能な開発目標(SDGs)**

2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

*「アジェンダ」…行動計画のこと。

※ **児童の権利に関する条約**

通称「子どもの権利条約」は、1989年(平成元年)に国連で採択された国際条約です。この条約は、全てのこども(18歳未満の者)の基本的人権を保護し、健やかに成長できる環境を確保することを目的としています。

※ 重層的支援(体制)

地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業で、本市では2024年度(令和6年度)から重層的支援体制整備事業を実施しています。

※ 住民学習会

本市での「住民学習会」は、地域住民が集まり、様々なテーマについて学び、意見交換を行う場であり、地域の課題解決や住民の生活向上を目的として開催されます。様々な人権問題が、学習会のテーマになっています。

※ 障がい者基幹相談支援センター(クローバー)

地域相談支援事業所と連携をとりながら、障がいのある人の困り事や悩み事を一緒に解決していけるよう支援を行います。

また、地域における相談の中核的役割を担う機関として、地域の相談支援事業者等への情報提供、助言等を行います。

※ 人権教育のための世界プログラム

「人権教育のための世界プログラム」は、「人権教育のための国連10年に続く継続的な世界的枠組み」として2004年(平成16年)の国連総会で採択され、2005年(平成17年)に開始された取組です。このプログラムは、教育者や教育機関、政策立案者に対してガイドラインやツールを提供し、人権に関する知識と理解を深めることをめざしています。プログラムは段階的に進行し、段階ごとに異なる焦点やターゲットグループが設定されることが特徴です。

※ 人権文化

「人権文化」とは、1994年(平成6年)、国連が定めた「人権教育のための国連10年行動計画」の中で明らかにされたもので、あらゆる人によって人権問題が語られる状況を世界各地につくりあげることです。

全ての市民の個の尊重と自己実現の伸長が図られるよう、「だれもが自己実現のための努力を他に妨げられることなく、また、妨げることのない地域社会」、「人権侵害を許さない意識が醸成され、人権意識を基底とした行動が日常化された地域社会の実現」のためには、あらゆる場において人権教育が進められなければなりません。

※ 人種差別撤廃条約

「世界人権宣言」の基本精神に基づいて1965年(昭和40年)国連で採択されました。

我が国は1995年(平成7年)12月、世界で146番目に加入し、1996年(平成8年)1月から発効しています。批准にあたって政府は「部落差別は条約の範囲に含まれないと解釈している」とし、「差別扇動の禁止」の項目については留保するなど、この条約の精神や採択された意義からみると多くの課題が残されています。

※ 人身取引

「人身取引」とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。

※ 性的マイノリティサポートハンドブック

本市では、性の多様性についての理解を深めるための市民啓発や職員研修を行うなど、性的マイノリティの方に配慮した取組を進めており、さらに、こうした取組を全市的に広げ着実に推進していく必要があります。

当ハンドブックを活用することにより、性の多様性の正しい理解による窓口等での市民サービスの向上や、全職員が個性と能力を発揮していきいきと働ける職場づくり、「だれもが自己実現のための努力を妨げられることなく、また、妨げることのない地域社会」の実現をめざします。

※ 世界人権宣言

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、1948年(昭和23年)の第3回国連総会において採択されました。

なお、1950年(昭和25年)の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

※ 大規模プラットフォーム事業者

「大規模プラットフォーム事業者」とは、多くのユーザーや企業が利用する大規模なインターネットサービスやアプリケーションを提供する企業のことです。代表的な例には、GAFAM(Google(Alphabet)、Amazon、Facebook(現Meta)、Apple、Microsoft)などがあります。これらの企業は、検索エンジン、SNS、オンラインショッピング、クラウドサービスなどの分野で主要な役割を果たしています。

※ 男女の固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等に表されるように、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識を言います。このような考え方は、女性の社会参画や能力向上、男女対等な家庭責任の分担を妨げる要因となっています。近年では、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という「新たな性別役割分担」の問題も生じています。

※ 地域改善対策協議会意見具申

1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会は、今後の部落問題解決に向けた基本方策について意見具申を行いました。この中で、

- ①改善に向けて進んでいるが、なお部落差別は深刻であること
- ②部落問題を始め日本に存在する人権問題解決は国際的責務であること
- ③同対審答申の精神を踏まえ、今後も、国、自治体、国民の一人一人が部落問題解決に主体的に取り組む必要があること
- ④今後、部落問題解決をあらゆる人権問題解決と結合していく必要があることなどを指摘しました。

※ DV相談プラス

DV被害者に対して、24時間対応の電話相談、SNS・メール相談、10言語に対応した外国語相談等の相談支援に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるため同行支援、緊急保護等の支援を総合的に提供しています。

※ 同和対策審議会答申

1965年（昭和40年）に出された「同和対策審議会答申」は、同和問題（主に被差別部落に関する問題）に対する政府の取組方針を示すものです。具体的には、教育、住宅、就労など様々な分野において、被差別部落の人々が直面する差別や経済的不平等を解消するための施策を提言しています。この答申に基づいて、日本政府は一連の同和対策事業を展開し、同和問題の解決に向けて取り組んできました。

※ パートナーシップ制度

「パートナーシップ制度」とは、同性カップルが、特定の地域や自治体で、互いを人生のパートナーとして宣誓を行うことができる制度です。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することが期待されています。

※ **配偶者暴力相談支援センター**

「配偶者暴力相談支援センター」は、家庭内暴力(DV)に悩む人々を支援するための施設や機関で、被害者が安心して相談できる環境を提供し、適切な対応やサポートを行います。主なサービスには、相談やカウンセリング、シェルターの提供、法的手続の支援、情報提供などがあり、被害者が安全に生活できるよう、様々な支援を行っています。

※ **バリアフリー**

「バリアフリー」とは、高齢者や障がいのある人が生活する上で直面する物理的、社会的な障壁(バリア)を取り除くことです。例えば、段差のない歩道やエレベーター、点字ブロックや音声案内などがバリアフリーの一例です。

※ **福山市人権施策有識者検討会議**

2018年(平成30年)に実施した「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」の結果をうけ、「福山市人権施策基本方針」の成果と課題を明らかにするとともに、今後の人権施策のあり方について検討し、人権施策基本方針の見直し及び「福山市人権尊重のまちづくり条例」制定の必要性について意見を聴収するために設置し、2020年(令和2年)11月に提言書が提出されました。

※ **福山人権啓発企業連絡会**

企業の立場から人権に係るあらゆる問題の解決に向け、研修を深め、もって経営者及び従業員の人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりに資することを目的にしています。1969年(昭和44年)に織物工業会を始めとする市内にある各種協同組合を中心として設立されました。

※ **福山ネウボラ**

「ネウボラ」とは、北欧フィンランドの子育て支援制度のことで、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援が特徴です。フィンランド語で「アドバイスの場」を意味しています。本市では、市の子育て支援施策全般を総称し「福山ネウボラ」としています。

※ **マイノリティ**

人は、自分が望む、望まないにかかわらず、様々な集団に属しますが、その違いによってグループ分けをされることがあります。その集団の中で少数派となる人々などをマイノリティといいます。マイノリティであることで不平等な扱いを受けたり、集団的差別の対象となったりする人や、実際に不平等な扱いや、差別を受けている人のことも含みます。

※ まちづくり推進委員会

「まちづくり推進委員会」とは、地域みなさんが身近な地域課題を考え、解決に向けた取組を進めていくうえで、中心的な役割を担う組織です。概ね小学校区(学校再編前の旧小学校区を含む。)の範囲を基本に、各種団体などで構成されており、各種団体の協力・連携の場として重要な役割を担います。

※ メディアリテラシー

「メディアリテラシー」とは、メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

※ 闇バイト

「闇バイト」とは、犯罪行為をすることによって報酬を受け取るアルバイトのことです。SNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集されます。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまいます。

※ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものことです。ケアが必要な人は、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

※ ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味です。私たちが生活していくうえで、性別や年齢・国籍・障がいの有無など、人々の様々な個性や違いを超えて、全ての人が暮らしやすい、まちづくり・ものづくり・人づくり・環境づくりなどを行っていかこうとする考え方です。



福山市人権施策推進審議会

福山市人権施策基本方針の改訂に当たり、福山市人権尊重のまちづくり条例第7条及び第11条の規定により、「福山市人権施策推進審議会」に意見を伺いました。

委員名簿

50音順・敬称略

名 前	所 属 団 体	備 考
青 木 秀 男	NPO 法人 社会理論・動態研究所	会長
上 村 崇	福山平成大学	
小笠原 大 輔	広島弁護士会福山地区会	
神 谷 和 孝	福山市人権啓発推進連絡協議会	
客 本 牧 子	福山人権擁護委員協議会	副会長
佐 藤 勢 子	福山市連合民生・児童委員協議会	
根 本 敏太郎	福山市身体障害者団体連合会	
山 口 健 一	福山市立大学	
山 下 真 澄	部落解放同盟福山市協議会	

福山市民憲章

- 1 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
- 1 小さな親切を 勇気をもって行いましょう
- 1 きまりを守り よい習慣をつくりましょう
- 1 子どもたちのために
明るい家庭と美しい町をつくりましょう
- 1 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
- 1 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

1966 年（昭和 41 年）11 月 3 日 制定

1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日 改定

福山市人権施策基本方針

2006 年（平成 18 年）4 月 策定

2012 年（平成 24 年）3 月 改訂

2025 年（令和 7 年）6 月 改訂

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

TEL：084-928-1006

FAX：084-928-1229

